

- 1 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）。
- 2 改正基本法で掲げる基本理念に基づき基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間は 5 年間として定める。
- 3 基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示す KPI を定めることとし、少なくとも年 1 回、その目標の達成状況を調査・公表、KPI の検証により PDCA サイクルによる施策の見直しを行う。

- 4 食料・農業・農村は、食料安全保障に関わる大きな情勢の変化や課題に直面。

（農業者の減少・高齢化）

- ・我が国は、農業者の減少・高齢化が著しく進展。我が国の食料需要を賄うために必要な農地の 3 分の 1 しかない中、この農地をフル活用し、現在よりも相当程度少ない農業経営体で、国内への食料供給を担う必要。その際、生産性向上、付加価値向上による所得の確保・向上が課題。

（国際的な食料需要の増加、食料生産・供給の不安定化）

- ・世界人口は急増し食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化、世界各地における地政学的リスクの高まりなどにより生産・供給も不安定化。
- ・食料や生産資材の買付けをめぐる競争が激化する中、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。

（人口減少に伴う国内市場の縮小）

- ・国内市場への供給のみを想定した農業生産・食品生産を続けていくなれば、将来の事業拡大や投資の意欲を削ぐことにもなるため、海外から稼ぐ力の強化が必要。

（食品アクセスの問題の顕在化）

- ・高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者、いわゆる買物困難者や、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加。

（生産資材の高騰）

- ・飼料や肥料の価格上昇に、農産物価格の価格上昇が追い付いていない状況。

（地球温暖化問題、生物多様性の保全への対応）

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、農業・食品産業に対しても、対応が社会的に求められている。

（中山間地域をはじめとした農村の地域社会の維持が困難）

- ・農村では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農業生産活動に必要な集落による共同活動の実施率が低下。また、農村内の非農業者も今後大幅減少。
- ・特に中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ約 4 割を占める重要な地域であるが、農業生産条件が不利。所得の確保・向上が課題。

（自然災害のリスク）

- ・気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化。南海トラフ地震等大規模地震の発生が切迫。

- 5 改正基本法で定める、基本理念の実現を図る観点から、5 つのテーマ（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）で整理。

目 次

I 我が国の食料供給	1
1 国内の食料供給	1
（1）土地利用型作物	1
①水田政策の見直し	1
②米	2
③麦	3
④大豆	4
⑤飼料作物	4
⑥そば	5
（2）いも類	5
①かんしょ	5
②ばれいしょ	6
（3）甘味資源作物（砂糖）	6
①てん菜	6
②さとうきび	7
（4）野菜	7
（5）果樹	8
（6）油脂類	8
（7）畜産物	9
①牛肉	9
②豚肉	10
③鶏肉	10
④鶏卵	11
⑤生乳	11
（8）水産物	12
（9）花き・地域特産作物	13
①花き	13
②茶	13
③薬用作物	14
2 食料自給力の確保	14
（1）農業構造の転換	14
①地域計画を核とする取組	14
②共同利用施設の再編集約・合理化	15
③農業生産基盤の整備・保全	15
④規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化	17
⑤持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備	17
⑥農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応	18
⑦中長期的なセーフティネット対策	18
（2）農地の確保に向けた取組	18

(3) 生産性向上に向けた取組.....	18
①スマート農業技術等の開発・普及促進	18
②食料・農林水産分野のスタートアップによる技術開発・実装.....	19
③品種開発.....	19
④研究開発・実用化及び普及を加速化するための環境整備	20
⑤農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進.....	20
(4) 生産資材の供給	21
①肥料.....	21
②農薬.....	21
③種苗.....	22
④飼料.....	22
⑤燃料・エネルギー	23
⑥動物用医薬品.....	24
3 付加価値向上に向けた取組.....	24
(1) 高い品質を有する品種の開発・導入促進.....	24
(2) 農産物を活用した新たな事業の創出の促進等.....	25
(3) 知的財産の保護及び活用の推進.....	25
(4) 付加価値の高い製品の輸出等	26
4 農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理.....	26
(1) 農作業安全	26
(2) GAP・HACCP	26
5 動植物防疫.....	26
(1) 家畜伝染病への対応.....	26
(2) 植物の病害虫への対応	26
(3) 動植物検疫	27
(4) 薬剤耐性.....	27
(5) 獣医師・獣医療	27
6 不測時における食料供給の確保.....	27
7 輸入の安定化.....	27
8 国際戦略	28
(1) 戦略的二国間関係の構築.....	28
(2) 環境・人権等新たな議論への対応.....	28
(3) 関係構築のための国際協力.....	28
(4) 国際的課題への貢献.....	29
II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）.....	30
1 農林水産物・食品の輸出の促進.....	30
(1) 需要拡大の取組	30
(2) 供給力向上の取組	31
2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大	32
(1) 食品産業の海外展開.....	32
(2) インバウンドによる食関連消費の拡大.....	32

3	品種のグローバル展開	32
(1)	海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備	32
(2)	優良品種の海外流出・無断栽培の抑止	32
(3)	マーケットインの品種の開発・再評価	33
III	国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム	34
1	食品アクセスの確保	34
(1)	平時における食品アクセスの確保	34
(2)	不測時における食品アクセスの確保	35
2	食品産業	35
(1)	農林漁業者等との安定的な取引関係の確立	35
(2)	流通の合理化	35
(3)	環境負荷低減等の促進	35
(4)	消費者の選択への寄与	36
(5)	技術の開発・利用の推進	36
(6)	事業基盤の充実等	36
3	合理的な価格形成	36
(1)	コストの明確化	36
(2)	消費者をはじめとする関係者の理解醸成	36
(3)	合理的な費用が考慮される仕組みの構築等	36
4	食品安全・消費者の信頼確保	37
(1)	食品安全に関するリスク管理	37
(2)	食品表示の適正化等	37
IV	環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	38
1	農業生産活動における環境負荷の低減	38
(1)	環境負荷低減に向けた横断的な取組	38
①	みどり GX 推進プラン（仮称）	38
②	クロスコンプライアンスの本格実施	38
③	新たな環境直接支払交付金の創設	39
④	みどりの食料システム法による支援	39
⑤	国際環境交渉	39
(2)	環境負荷低減に向けた個別分野の取組	39
①	気候変動対策の推進	39
②	化学農薬・化学肥料等資材の使用量低減	40
③	有機農業の推進	40
④	農林漁業循環経済地域の創出	40
⑤	プラスチック資源循環への対応	41
2	食品産業・消費における環境負荷の低減	41
(1)	食品産業における環境負荷低減等の促進	41
(2)	食品ロスの削減	41
(3)	プラスチック資源循環への対応	42
(4)	環境負荷低減等の取組の見える化の推進	42

(5) J-クレジットの取組拡大	42
(6) 食料システムの関係者の理解浸透の推進	42
3 多面的機能の発揮	42
(1) 多面的機能への国民理解促進	42
(2) 多面的機能の発揮のための共同活動	43
(3) 環境負荷低減の取組の加速化	43
V 農村の振興	44
1 多様な人材が農村に関わる機会の創出	44
(1) 民間企業や関係省庁との連携を通じた経済面・生活面の取組	44
(2) 農山漁村の魅力発信	45
(3) 都市農業	45
2 農村における所得と雇用機会の確保（経済面）	45
(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進	45
(2) 農泊の推進	46
(3) 農福連携の推進	46
(4) 多様な人材等の参画の推進	46
3 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）	46
(1) 農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成推進	46
(2) 生活インフラ等の確保	46
4 地域の共同活動の促進	46
5 中山間地域等の振興	47
(1) 中山間地域等の特色を活かした農業	47
(2) 集落機能の維持	48
6 鳥獣被害対策	48
(1) 鳥獣被害対策	48
(2) ジビエ利用の拡大	48
VI 国民理解の醸成	49
1 食育の推進	49
2 食文化の保護・継承	49
3 農山漁村の魅力発信	50
4 消費者の行動変容	50
VII 自然災害への対応	51
1 東日本大震災からの復旧・復興	51
(1) 地震・津波被災地域	51
(2) 原子力災害被災地域	51
2 令和 6 年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興	51
3 自然災害への備え	52
(1) 能登半島地震を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化	52
(2) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等	52
(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策	53
(4) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及	53

(5) 災害発生時における食料供給確保のための備えの強化	54
4 自然災害からの復旧・復興	54
(1) 支援策の周知、活用	54
(2) 災害復旧事業の効率的実施	55
(3) 再度災害の防止	55
(4) 新技術の活用	55
VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	56
1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	56
(1) 食料システムのあらゆる場面での DX の推進	56
(2) デジタル化による行政手続きの効率化	56
(3) 行政データ等の利活用の高度化	56
2 団体間の相互連携等	57
(1) 団体間の相互連携	57
①合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業・食品産業	57
②需要に応じた生産	57
③輸出促進	57
(2) 団体の再編整備	57
①農業協同組合系統組織	57
②農業委員会系統組織	58
③農業共済団体	58
④土地改良区	58
3 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進	58
4 地域の実態に即した施策の展開	58
5 効果的かつ持続的な施策の推進体制	59
6 財政措置の効率的かつ重点的な運用	59

I 我が国の食料供給

基本的な方針

我が国においては、農地が現在の人口 1.2 億人分の需要全体を賄うために必要な面積の 1/3 程度しかなく、さらに農業従事者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。

こうした観点から、農業生産の基盤となる担い手（離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体）の育成・確保、多様な農業者（農業を副業的に営む経営体等）による適正な農地の保全・管理を図る。また、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保並びにスマート農業技術や多収品種等の先端的技術の開発・普及等による土地生産性の向上（単位面積当たり生産量の増加）及び労働生産性の向上（単位労働時間当たり生産量の増加）を図るとともに、農産物の付加価値の向上や輸出の拡大を図る。

農業生産において必要不可欠な生産資材について、輸入依存度の高い窒素、リン酸、カリウムといった肥料成分の国内資源の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図る。また、生産資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる。

加えて、国内生産で賄えない食料・生産資材について需要を満たすには、輸入することになるが、輸入リスクの高まる中、安定的な輸入の確保が必要である。また、不測の事態の発生初期における対策として、備蓄の確保が必要である。

具体的な施策

1 国内の食料供給

（1）土地利用型作物

①水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和 9 年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- ・水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和 9 年度以降、「5 年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和 7 年・8 年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

- ・米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援。
- ・国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。
- ・麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。
- ・有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。
- ・農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴

いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。

- ・産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。
- ・中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- ・予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

②米

(消費)

- ・食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において食べ方や健康に関わる知識等の普及を図るとともに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結びつきの強化を図ること等を通じて、新たな需要への供給力の強化を図る。
- ・米粉の特徴を活かした利用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大、米粉の新商品・メニューの開発を通じ、新たな需要の創出を図る。

(輸出)

低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

- ・農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模 15ha 以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圃の解消
- ・農地の大区画化（1 ha 以上の団地の農地を新たに整備）
- ・品種改良、多収量品種の作付け拡大
- ・大区画化を活かしたスマート技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を 50%以上に向上）
- ・上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を 30 産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

- ・日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大

(生産)

- ・生産コストの低減を通じて農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るため、地域計画を活用した農地の集積・集約化や農地の大区画化等の基盤整

備に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組や、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及やスマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な直播栽培や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による物財費低減等を推進する。

- ・有機栽培技術の普及に向けた指導体制の構築や省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を推進するとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。また、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組や、その他のメタン削減技術の開発・利用を推進する。
- ・米粉に適した品種の開発・普及等を行うとともに、需要側のニーズを踏まえた生産のため、米粉製品の製造能力強化に向けた支援を行う。

(流通)

- ・需要に応じた生産と販売を徹底するため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を図ることに加え、事前契約による生産者と実需者との結びつきを強化し、更には、播種前契約や複数年契約への転換を図ることにより、農業者の経営の安定と拡大する中食・外食需要等への対応の両立を図る。
- ・産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

③麦

(消費)

- ・国産麦の付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや国産の更なる利用拡大を促すための、新商品開発、新商品のPR等の取組への支援を行う。

(生産)

- ・気候変動に伴い、春先の高温傾向に伴う節間伸長を防ぐとともに、実需者が求める品質水準を満たすため、病虫害抵抗性を備え高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入支援等を行う。
- ・安定的な数量・品質での供給を実現するため、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備への支援、多収品種の開発・普及、スマート農業技術等を活用した効率的な栽培体系による適期作業の推進、実需のニーズを踏まえた品種転換や農地の有効活用による産地形成を図る。特に北海道においては、耐病性品種等の開発・普及、特に都府県においては、集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上、大規模化に向けた受託組織等の育成への支援を行う。

(流通)

- ・流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保

管経費に対して、引き続き一定の支援を行う。

④大豆

(消費)

- ・食品用については、輸入大豆から国産大豆への切替えを促進するため、国産大豆を使用した商品開発等を推進する。

(輸入)

- ・製油用及び国産で賄えない食品用については、輸入相手国との政府間対話等による良好な信頼関係の維持・強化、我が国事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定化を図る。

(生産)

- ・適期作業を推進するため、大規模化に向けた受託組織等の育成、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した農作業の効率化や、需要や地域の作業適期に応じた品種選択を図る。
- ・気候変動に伴い、実需者が求める品質水準を満たすため、病虫害抵抗性を備え高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入支援等を行う。
- ・安定的な供給を実現するため、極多収品種の普及推進と更なる開発の加速化、集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性向上の取組支援を行う。

(流通)

- ・実需者の求める品質・ロットに応じた供給を可能にする産地等へのフレコン充填設備等の導入支援を行うほか、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管に対して、引き続き一定の支援を行う。

⑤飼料作物

(生産)

- ・地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用の拡大を図るため、飼料生産を地域計画に位置付けるよう促すとともに、耕種農家と連携した飼料生産等を推進する。
- ・限られた労働力を活用し、持続的な生産体制を構築するため、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営強化を図る。
- ・省力化や生産性向上を図るため、地域の実情も踏まえながら、青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、需要に応じた生産を図るとともに、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及などを推進する。

(流通)

- ・持続的な流通体制の構築のため、品質表示による販売拡大、国内流通に適した加工・調製等を促進する。

⑥そば

(消費)

- ・実需者ニーズに対応する新たな特性（冷蔵保存耐性等）を有する品種の開発・普及等を推進する。

(生産)

- ・湿害リスクに応じた効率的な湿害軽減技術の体系化・普及、多収・難脱粒性・難穂発芽性・耐倒伏性に加え、幅広い作期・作型に対応可能な品種の開発・普及、単収・品質向上、規模拡大等に向けた農業機械等の導入、乾燥調製施設等の整備等を推進する。

(加工・流通)

- ・加工、流通段階における複数年契約取引の拡大を推進する。

(2) いも類

①かんしょ

(消費)

- ・生食用、加工食品用、でん粉原料用、醸造原料用の各用途で求められる品種や品質・規格等が異なるため、産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大することで、国内の潜在需要を最大限に顕在化させる。

(輸出)

- ・需要に応じた生産や新たな需要拡大が図られるよう、輸出産地の育成、輸送時の腐敗防止技術の普及やキュアリング施設等の整備等を推進する。

(生産)

- ・サツマイモ基腐病の克服に向けて、引き続き、「持ち込まない」「増やさない」「残さない」取組を推進する。
- ・用途ごとの実需者のニーズを踏まえた安定生産・供給に向けて、基腐病抵抗性、多収性（でん粉原料用）、加工適性、機械化適性を有する品種の開発・普及を推進する。
- ・労働時間・労働負荷の低減、規模拡大に向けて、挿苗機、収穫機の開発・普及、機械化に対応した栽培体系の確立・普及、作業の集約化・外部化に向けた作業受託組織の育成等を図る。
- ・でん粉原料用かんしょの安定供給、でん粉工場の持続的な操業のため、引き続き、糖価調整制度を通じて経営の安定を図るとともに、合理化を推進する。

(加工・流通)

- ・加工食品用について、需要に応じた生産や新たな需要拡大が図られるよう、加工・流通施設の整備、販路開拓を推進する。

②ばれいしょ

(消費)

- ・産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大することで、国内の潜在需要を最大限に顕在化させる。

(生産)

- ・種ばれいしょの生産については、AI 技術等を活用した省力化や複合病害抵抗性品種の開発・普及により労働負担を低減するとともに、実需と連携した需給計画に基づく種ばれいしょ産地の育成や作業の組織化等の持続的生産体制の構築を図る。
- ・高温等、近年の気候変動に対応した安定生産が可能な栽培技術の確立・普及を推進するほか、需要に応じたばれいしょの安定生産に向け、病虫害抵抗性、多収性、加工適性や機械化適性等を有する品種の開発・普及を推進する。
- ・加工用ばれいしょの生産拡大に向け、北海道においては収穫・選別作業の省力化のための倉庫前集中選別等の基幹作業の集約化・外部化に加え、AI 技術の活用による自動化・無人化を推進するとともに、都府県においては機械化一貫体系の確立・普及に向け、小型の乗用収穫機の開発・普及、農地の大区画化及び共選体制の整備を推進するほか、輸入シェアが高い加工食品の国産ばれいしょへの転換を促進するため、加工食品用に適した品種の開発や、加工施設の整備の充実を図る。
- ・でん粉原料用について、引き続き、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

(加工・流通)

- ・加工用の国産ばれいしょへの転換を促進するため、加工施設の整備を推進するほか、でん粉工場について、引き続き、糖価調整制度を通じて経営の安定を図るとともに、合理化を推進する。

(3) 甘味資源作物（砂糖）

(消費)

- ・新規需要開拓等により、需要の拡大を図る。

(生産、加工・流通)

- ・糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組み、国内産糖の安定供給を図る。

①てん菜

- ・砂糖の需要量が長期的に減少する中で、引き続き需要に応じた持続的なてん

菜生産を推進する。

- ・移植から直播栽培への転換や基幹作業の外部化等により労働負担の軽減を図るなど、規模拡大への対応を推進するほか、化学肥料等の投入量を低減した栽培体系の確立・普及を図るとともに、病害抵抗性品種の開発・普及、適期防除等を推進する。
- ・てん菜糖工場の物流の効率化を図るため、中間受入施設や大型車両用のパイラー等の整備を推進する。

②さとうきび

- ・農業機械の導入等による担い手・作業受託組織の育成を推進する。
- ・地力増進等生産性向上の取組や多茎型など機械化適性品種の開発・普及、農地の大区画化、かんがい施設等の生産基盤の整備を推進する。
- ・農業保険による対応に加え、基金を活用した自然災害による被害からの回復等の支援を行う。
- ・甘しゅ糖工場の安定的な操業体制を確立するため、省力化設備・施設の導入、人材確保・多能工の育成等を推進する。

(4) 野菜

(消費)

- ・国民健康づくり運動である「健康日本 21（第三次）」における野菜摂取量の目標値 350g（20 歳以上、1 人 1 日当たり、2032 年度）の達成に向けて、消費者に向けた情報発信や消費拡大の取組を図る。
- ・特に、家庭における食の外部化やインバウンドの増加によりニーズが高まっている中食・外食等の場面において、国産野菜の需要喚起に向けた取組を推進するとともに、国内消費の約 3 割を輸入が占める加工・業務用野菜の国産シェアを高めるための対策を推進する。

(輸出)

- ・防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

(生産、加工・流通)

- ・担い手が減少する中でも、家庭用、加工・業務用を合わせて需要に見合う供給量を確保するため、国産野菜の生産基盤の維持・強化に向けて、スマート農業技術・省力化品種・高温耐性を備えた品種等の開発・導入、地域計画を活用した農地の集積・集約化や基盤整備などによる生産性の向上・コスト低減を推進する。
- ・国内消費の約 3 割を輸入が占める加工・業務用野菜については、国産シェアを奪還・拡大していく観点から、実需者ニーズに応えた産地育成（機械化適性品種・大型品種の導入、機械一斉収穫の導入、出荷規格の簡素化等）や、複数産地、加工・流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靱化（流通体制

の合理化、冷凍・加工施設の整備等）に取り組み、周年安定供給体制の構築を図る。

- ・環境負荷の低減に向けて、ハイブリッド型施設モデルの作成による普及促進等や中長期展張フィルムや生分解性マルチの導入を推進する。

（５）果樹

（消費）

- ・高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。

（輸出）

- ・防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応し、輸出向けに特化した産地の育成を推進するとともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

（生産・加工・流通）

- ・労働生産性の向上のため、地域計画を活用した園地の集積・集約化や基盤整備を推進するとともに、省力樹形等の導入、スマート農業技術の開発・導入、省力化栽培への適性や化学農薬使用量削減にも資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等の導入による省力的な樹園地への転換をスピード感を持って実現するための取組も併せて推進する。
- ・新規就農者を増やし、担い手の減少を緩和するため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組を推進する。
- ・サービス事業者等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。
- ・生食用果実のみならず、加工等の関連産業等との連携等を通じた加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進する。
- ・夏季の著しい高温等の気候変動による被害を回避・軽減するため、遮光資材の活用等による技術的な対策や、複数品種の組み合わせ等による高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。
- ・果樹生産に必要不可欠な花粉・苗木の生産・供給力の強化を図る。
- ・労働力不足や品質保持に対応した流通体制の合理化のため、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナなどの出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフトなどを進める。

（６）油脂類

- ・主要輸入国での生育状況の把握や当該国の生産者団体との関係強化等を目的とした、我が国、輸入相手国それぞれの政府関係者、業界団体等で構成された協

議の場を定期的実施することなどにより、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、我が国事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定化を図る。

(7) 畜産物

①牛肉

(消費)

- ・和牛肉は、脂肪交雑の強みは維持しつつ、多様な消費者ニーズを捉え、適度な脂肪交雑で、脂肪の口溶け、香りなど消費者に訴求可能な食味を追求する。

(輸出)

- ・牛肉輸出の拡大に向けて、輸出先国との解禁協議、既存商流の拡大と新たな商流構築、輸出対応型施設の整備・機能強化による輸出先国ニーズへの対応、カット技術の普及等を通じたカタ、モモ等の部位のプロモーションの促進による輸出部位の多様化等を推進する。

(生産)

- ・肉用子牛・枝肉ともに需要に応じた生産を基本とし、育成から肥育までの生産コストの低減に向けた新技術開発等による飼養管理技術の向上、早期出荷の本格化及び流通を含めた関係者の理解醸成、スマート農業技術を活用した生産性向上による収益向上、データを活用した経営改善を図るとともに、生産基盤を維持・確保するため、外部支援組織を活用した労働負担の軽減や後継者確保に地域全体で取り組む。
- ・和牛改良基盤の充実・強化を図るため、特定の血統に偏らない遺伝的多様性に配慮した種雄牛造成や高齢繁殖雌牛の更新等を推進する。
- ・国産飼料の調達可能量に見合った繁殖経営を推進するとともに、地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用を促進するため、耕畜連携の促進、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧、国産稲わらの利用等を推進する。
- ・家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。
- ・J-クレジット制度や「見える化」の取組の推進等による、生産消費両面からの温室効果ガス排出削減や、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

(加工・流通)

- ・食肉処理施設については、今後の集荷や販売の展望を踏まえた再編等や省力化機械の導入等による合理化を、家畜市場については、一定規模の取引数や毎月開催等を確保するためにも、再編等を推進する。

②豚肉

(消費)

- ・国産豚肉の差別化やブランド化、特色を活かした多様な販売方法の推進により、多様な消費者ニーズを開拓する。

(輸出)

- ・更なる輸出拡大のため、豚熱の清浄化に向けて取り組むとともに、既存商流の拡大と新たな商流構築、輸出対応型施設の整備・機能強化による輸出先国のニーズへの対応を図る。

(生産)

- ・生産コストの削減や生産性の向上については、繁殖や肥育成績等生産データの収集・比較・分析による経営改善手法の実践（ベンチマーク）、オールイン・オールアウトの導入等による衛生管理の改善や新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進、労働負担の軽減については施設整備・機械導入等による経営の省力化を図る。
- ・家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。
- ・アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

(加工・流通)

- ・食肉処理施設については、今後の集荷や販売の展望を踏まえた再編等や省力化機械の導入等による合理化を推進する。

③鶏肉

(消費)

- ・機能性や多様な消費形態に対応した需要開拓に取り組む。

(輸出)

- ・更なる輸出拡大のため、新たな商流を構築する。

(生産)

- ・生産コストの削減、高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防による安定供給のため、衛生管理の改善、新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進を図る。
- ・効率的な鶏肉生産を行うため、施設整備・機械導入等による経営の省力化・生産性の向上を図る。
- ・家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。
- ・アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を

推進する。

(加工・流通)

- ・省力化機械の導入等による食鳥処理施設の生産性の向上を図る。

④鶏卵

(消費)

- ・卵黄比率の高い鶏卵などの特色のある鶏卵や栄養等の機能性についての理解醸成を図る。

(輸出)

- ・更なる輸出拡大のため、新たな商流を構築する。
- ・現地の加工品ニーズを捉えた鶏卵の輸出拡大を推進する。

(生産)

- ・生産コストの削減、高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防による安定供給のため、衛生管理の改善や新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進を図る。
- ・効率的な鶏卵生産を行うため、施設整備・機械導入等による経営の省力化を図る。
- ・家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。
- ・アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

(加工・流通)

- ・保存性の高い加工品（液卵、粉卵）の流通及び在庫の確保を図る。

⑤生乳

(消費)

- ・需要が低迷傾向にある飲用乳と脱脂粉乳について、生産者や乳業者による消費拡大の取組を支援する。また、国産ソフトチーズなど高単価チーズの市場を更に拡大する。

(輸出)

- ・オールジャパンでのプロモーション、調査・分析を行うとともに、指定団体、産地自治体、乳業者等が一体となった更なる取組や新たな商流の構築を図る。

(生産)

- ・現状の種付状況等が数年先にどの程度の生乳生産量に影響するか等、需給関連の情報発信を推進するとともに、需給安定に向けた全国の関係者が参加す

る取組の維持・拡充を推進する。

- ・ 疾病や不受胎等を原因とする不要な廃用を減らすことや家畜改良の推進などによる乳用牛の飼養期間の長期化（長命連産性の向上）、新技術開発等による飼養管理技術の向上を通じたコスト低減やデータを活用した経営改善、施設整備・機械導入による生産性向上を通じた収益改善を図る。
- ・ 地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用の拡大のため、耕畜連携の促進、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧等を推進する。また、特に家族経営の休日確保等に必要となる酪農ヘルパーの利用を推進する。
- ・ 家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化等を推進する。
- ・ J-クレジット制度や「見える化」の取組の推進等による、生産消費両面からの温室効果ガス排出削減や、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

（加工・流通）

- ・ 飲用工場の再編・合理化による工場の稼働率の上昇を図る。
- ・ 納品時間管理システムの導入等による荷待ち時間の削減等、現場の取組を推進する。

（８）水産物

（消費）

- ・ 消費者による水産物選択の行動変容を促す観点から、官民協働による幅広い取組により魚食普及を推進する。

（輸出）

- ・ 輸出重点品目であるブリ等について、現地の大手スーパー向け等の海外需要に応えられるよう、人工種苗の増産や新たな養殖漁場の拡大を推進する。
- ・ 養殖産品を中心に、国・地域別のニーズや調達基準等に合わせた戦略（HACCP 等の認定加工施設の整備、民間認証の取得推進等）を推進する。

（生産）

- ・ 資源管理を着実に実施していくため、関係国との連携強化等の資源調査・評価の高度化と数量管理を促進する。
- ・ 気候変動による海洋環境の変化への対応を図るため、資源変動に対応した漁獲対象種や漁法の複合化・転換等を促進する。
- ・ 若者に魅力ある職場環境とするため、労働環境の改善や省人化・省力化技術の導入等の取組を推進し、生産性・所得の向上を図る。
- ・ 漁業・養殖業の成長産業化に向け、ICT・AI 等を活用した生産性向上を推進する。
- ・ 養殖経営体の強化のため、マーケットイン型養殖業を推進するとともに、魚粉

の国産化や低魚粉飼料の開発、人工種苗の普及等による種苗の確保を図る。

(加工・流通)

- ・加工原材料の転換や安定供給の取組、サプライチェーン上の関係者と連携した高鮮度流通や中食需要に応じた高次加工品の開発等の付加価値向上の取組、省人化・省力化技術の開発・活用・導入、人材の確保等を図る。
- ・競争力強化のための市場機能の集約・効率化や食品流通における物流等の効率化、ICT等の活用を推進する。
- ・簡便化志向の高まり等の多様化する消費者ニーズを踏まえたマーケットインの発想に基づく適切な加工・流通体制の構築等を推進する。

(9) 花き・地域特産作物

①花き

(消費)

- ・コロナ禍後の需要の変化や若い世代の花き消費の促進に対応するための花きの活用策や商品開発（SDGs 対応など）を推進する。
- ・国民の消費意欲を喚起するため、花のある暮らしや花き文化の魅力について、業界が一体となり、プロモーション、SNS や 2027 年国際園芸博覧会（「GREEN × EXPO 2027」）等の場を活用して発信する。

(輸出)

- ・海外で需要のある品目についての産地への情報提供や産地と認定品目団体との連携強化を図り、輸出に対応できる産地の形成を推進する。
- ・海外における日本産花きのブランド力向上のため、効率的な輸送ルートの検討や輸送技術の向上、ブランド化のための品質管理体制等の検討を進める。

(生産、加工・流通)

- ・異常気象や病害虫被害を軽減するため、開花調整技術や赤色 LED、UV-B などの化学農薬に依存しない防除技術の導入・普及、高温耐性品種・病害抵抗性品種の開発・普及、産地での長期保管技術の確立を図る。
- ・生産性向上のため、花きに適用可能なスマート農業技術の開発・普及、短茎規格（例：90cm→70cm）の普及等を推進する。
- ・輸送力不足に対応するため、パレット・台車輸送、DX 技術の活用による受発注や輸送作業の効率化を図る。

②茶

(消費)

- ・国内外のニーズを的確に把握するとともに、これに基づく茶生産の転換や新たな商品開発等の取組の推進、また各年代のライフスタイル等に応じた需要喚起のための情報発信を行う。

(輸出)

- ・需要が見込まれる有機栽培等の輸出向けに特化した栽培体系への転換や、有機栽培に適した耐病性品種等の開発・導入を推進する。
- ・輸出先国・地域での残留農薬基準値（インポートトレランス）の設定を推進するとともに、プロモーション等により更なる海外需要開拓を図る。

(生産)

- ・地域計画を活用した茶園の集積・集約化や基盤整備を通じた大規模化等により管理・収穫作業の機械化を加速するとともに、スマート農業技術の開発・導入を推進する。
- ・労働生産性の向上や実需者との連携強化等により、実需者が求める種類・品質・用途の茶を安定的・効率的に生産・供給できる大規模な茶産地の形成を推進する。
- ・温暖化等の気候変動による品質低下等のリスクを分散・低減するため、早晩性の異なる複数品種を組み合わせた栽培体系への転換、春先の凍霜害を回避しやすい品種の開発・導入等を推進する。
- ・省エネ型茶加工機械への転換の推進により、茶工場の計画的な省エネ化を推進する。

③薬用作物

(生産)

- ・実需者が国産品の調達を重視する重点8品目（センキュウ、トウキ、サンショウ、トリカブト、シャクヤク、ミシマサイコ、カノコソウ、ヨモギ）等の供給力強化を図る。
- ・産地と実需者とのマッチング機会の提供等により、重点8品目の契約栽培の促進に取り組むとともに、産地において栽培指導を担う人材の育成、優良な種苗を安定的に供給・確保する体制を構築する。
- ・栽培実証等により産地ごとに異なる栽培条件に応じた栽培技術の確立や、栽培管理・収穫作業等の機械開発・導入、登録農薬の拡大により省力的な栽培体系への転換を推進する。
- ・実需者等との連携による加工・調製作業の外部化や、加工・調製施設の整備等を推進する。

2 食料自給力の確保

(1) 農業構造の転換

①地域計画を核とする取組

- ・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、農業で生計を立てる担い手として、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保する。
- ・地域計画に基づき、離農する経営の農地の受け皿となる経営体への農地の集積・集約化を進めることを基本として推進しつつ、農業を副業的に営む経営

体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地を保全し、集落の機能を維持する。

- ・また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、幅広い新規就農者の確保・法人の参入の促進、所有者不明農地の解消等を推進する。
- ・その際、国は地方機関との緊密な連携の下で、市町村における地域計画のブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。また、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関に加え、地域のその他の団体・関係者も一体となって地域計画の実現に向けた取組を実施できるよう後押しする。

(地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討)

- ・令和7年度以降、策定された地域計画により地域の農地利用が明確になることから、国のリーダーシップの下、その分析・検証を行い、以下の観点等から適正な農地利用の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて制度・事業等の見直しを実施する。
- ・全ての品目で農地の集約化が有効であり、品目別の団地化が重要であることから、国・地方公共団体間の連携や他産業等の参画も推進しつつ、地域計画を更に進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」を推進する。また、地方公共団体が新規参入する経営体を誘致しやすくするため、あらかじめ整備された農業団地を形成するための新たな方策を検討する。
- ・不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、地域計画の枠組みにおいて所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生時点で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する。
- ・果樹、施設園芸においては、集約化した産地づくりの課題となる老木抜根、施設の撤去等への対策を検討するとともに、外部からの新規参入を推進するための措置について検討する。

②共同利用施設の再編集約・合理化

- ・産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。

③農業生産基盤の整備・保全

ア スマート農業や国内の需要等も踏まえた基盤整備

- ・農業者が減少する中でも生産性向上を図るため、地域計画と連携し、産地づくりのための基盤整備や耕作条件の改善を推進することが必要である。このため、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けて、畦畔除

去等の簡易整備を含む農地の大区画化、ほ場周りの草刈りや水管理等の管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備等を推進する。これらを実現する上で、農地中間管理機構関連事業の柔軟な活用を図る。

- ・ 米の輸出拡大に向けて、低コストで生産できる産地育成のため、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を通じて、担い手の米生産コストの低減に向けた農地の大区画化等の基盤整備を促進する。
- ・ 国内の需要等も踏まえつつ、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等を推進する。
- ・ 中山間地域等において、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、農地、農業水利施設、情報通信環境の整備等を推進する。

イ 農業水利施設の戦略的な保全管理

- ・ 土地改良区や市町村、集落等の関係団体の協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画（水土里ビジョン）を策定する仕組みを設ける。
- ・ 基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、地域からの申請によるものだけでなく、国等の発意によって事業を実施する仕組みを設ける。また、突発事故や機能喪失による通水停止等の事態を未然に防止するため、状況に応じて緊急的に施設の補強等を行う仕組みを設ける。
- ・ 老朽施設の機能診断における ICT やロボット技術の活用、更新に際しての施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のための ICT 導入等を推進する。
- ・ 土地改良区等の施設管理者は、農業水利施設の維持管理を通じて、農業生産活動を支えることはもとより、健全な水循環の維持・形成や集落・市街地の湛水被害の防止・軽減等にも寄与している。このため、気候変動や都市化・混住化の進展等の諸情勢の変化も踏まえ、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、土地改良区等による施設管理への支援の充実を図る。
- ・ 管理作業の省力化を図るため、ほ場周りの水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆、自動給水栓の導入等をより一層推進する。
- ・ これらにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図り、施設の機能を持続的に保全する。

ウ 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

- ・ 農業・農村の強靱化に向けて、防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、将来の降雨予測に基づく計画策定手法の見直しも踏まえた農業水利施設の整備、これら農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進する。
- ・ 農村に人が住み続ける条件を整備するため、農業集落排水施設、農道等の農村インフラの強靱化を推進する。
- ・ 迅速な着工が可能となる急施の事業の対象を拡充する。これを活用し、地

震・豪雨対策に限らず老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等や代替施設の新設に取り組むとともに、災害復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧、突発事故被害における復旧と併せて行う類似の被害防止対策にも取り組む。これらにより、農業水利施設等における被害が広がらないよう、事前と事後対応をより効率的・効果的に実施する。

④規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

- ・経営管理能力の向上のため、農業法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討する。
- ・民間金融機関等からの適切な出資・融資や円滑な第三者継承に必要となる、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大及び農業法人の企業価値を客観的に評価する手法を確立する。
- ・令和7年4月より始動する農業経営発展計画制度や、農林漁業法人等投資育成制度などの活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成株式会社、LPS（投資事業有限責任組合）から農業法人への投資の促進を図る。
- ・幅広い視野と能力を有する女性経営者の育成を図るとともに、地域農業の方針策定への参画を促進するため、地域組織の意思決定層の意識啓発を強化する。
- ・認定農業者について、制度開始以降の状況変化等を踏まえながら、各種制度を通じた支援（経営所得安定対策、融資、税制、農業者年金等の支援）などにより、家族経営や集落営農の活性化、農業経営の法人化を推進し、離農する経営の農地の受け皿となる経営体等を育成・確保する。

⑤持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

- ・厚生労働省との連携の下、労働関係法制における農業の特例の考え方について、農業現場の実態把握を進めた上で、必要な見直しを推進する。
- ・農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社会保険労務士の活用などを推進するとともに、季節性に対応する短期労働力の確保の推進等を強化する。
- ・一定以上の規模の農業法人については、加工などの多角化や複合化を推進する。
- ・外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進する。
- ・女性の就農促進や継続的な雇用に向け、子育て等のライフステージにも合わせた、女性が働きやすい環境整備等を推進する。
- ・農福連携の取組を通じ、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等が生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進する。

⑥農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応

- ・農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進する。
- ・民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう、制度資金の在り方を検討する。その際、持続的な食料システムを確立していく観点から、食料システム全体を視野に入れて検討する。

⑦中長期的なセーフティネット対策

- ・離農農地の受け皿となる経営体が持続的な生産を行うためにも、経営体の経営基盤の強化と併せ、こうした経営体に対する収入保険への加入推進について、制度の持続性を確保しつつ、重点的に実施する。
- ・農業者の大幅な減少、各制度の運営を担う関係団体等のマンパワーの弱体化のほか、損害評価員（農業者から任命）の高齢化・減少が見込まれる中、収穫共済（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済）については、中長期的には、将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討する。
- ・併せて、中長期的には、将来にわたって持続的に運営できるよう、類似制度の集約も含めて、セーフティネット対策全体の在り方を検討する。

（２）農地の確保に向けた取組

- ・農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、令和６年の法改正により国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等が講じられたことを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、農地の総量確保と適正利用の取組を推進する。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

（３）生産性向上に向けた取組

①スマート農業技術等の開発・普及促進

- ・スマート農業技術活用促進法及び同法に基づく基本方針に位置付けられた施策を着実に推進する。その際、人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策など、関係府省庁との連携を行う。
- ・スマート農業技術等の開発に当たっては、基本方針における開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）に定める技術開発を促進する。特に重要かつ高度な技術開発については、農研機構と民間事業者の役割分担の下、開発・供給期間の短縮とともに、ユーザー目線での技術の改良を促進する。
- ・現場における生産性の高い農業を実現するため、スマート農業技術の導入効果を発揮させる栽培方式の確立や転換に向けた取組を推進する。
- ・共同購入等を通じて農業機械の低廉化を図るとともに、サービス事業者の育成・活用を通じた農業機械コストの低減（設備導入からサービス利用への転換）を推進する。
- ・中山間地域をはじめ、生産現場におけるスマート農業技術の活用を促進する

ため、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、立上げの促進や収益性を確保しうる事業手法の導入等を通じたサービス事業者の育成・確保を行う。また、スマート農業技術に対応した基盤整備を推進しつつ、自動給水栓やリモコン草刈機の導入を進める。

- ・スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や研究者等の参画の下、経営に与える効果の分析や技術の客観的な評価の検討、成功・失敗事例の情報共有が可能なプラットフォームを構築する。
- ・農業データ連携基盤（WAGRI）の活用等を通じて農業者のデータ活用を促進する。また、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。
- ・農業・食品産業における脱炭素化、資源・エネルギーの地域循環など、GXの推進に資するスマート農業技術等の普及を促進する。
- ・農業者の大幅な減少下においても、スマート農業技術の開発・普及を促進するとともに、スマート農業技術に併せた新たな生産方式の転換を図ることにより、生産性の向上と農業者の所得の確保・向上を実現する。

②食料・農林水産分野のスタートアップによる技術開発・実装

- ・スタートアップが技術開発から社会実装までの各段階の障壁を乗り越えられるよう、事業目的を明確化した上で、農林水産・食品分野の特性を踏まえた全体戦略を構築するとともに、技術開発の発想から社会実装までの各段階における戦術の企画・実行に対する支援策を体系化し、充実させる。
- ・スタートアップや農業者を含む産学官が連携し、様々な研究開発・社会実装を促進するため、『「知」の集積と活用場』の機能強化等により、オープンイノベーションをさらに推進する。
- ・農林水産・食品分野は技術開発に比較的時間を要する、研究設備・施設の整備コストが掛かる等の特性を踏まえ、多様な研究成果を有し、研究設備・施設が充実した研究機関や公的なインキュベーション施設の提供機関との積極的な連携を推進する。
- ・他分野に比べて成長資金の流入が少なく、社会実装まで至るスタートアップが少ない現状を踏まえ、大規模実証や事業化の段階における資金調達に対する支援策を充実させる。
- ・研究、ビジネス、知的財産などに精通した限られた人材の確保を後押しする施策や、シナジー効果を生む可能性の高い事業会社等との連携を推進する。

③品種開発

- ・品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、国の試験研究機関はもとより、都道府県試験場、民間の機関等が一体となって、多収化、高温耐性、病虫害抵抗性、スマート農業技術、環境負荷低減への対応、輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的な新品種の開発を推進する。
- ・国、都道府県、民間等のそれぞれの強みを活用して、効率的な品種開発を進めるとともに、迅速な普及に向け、産学官連携による品種開発を推進する。

- ・品種開発の迅速化・効率化に向け、AI やゲノム情報等のビックデータ等を活用した育種技術の開発を推進する。
- ・農研機構のジーンバンクを通じた国内・海外遺伝資源の収集、保存及び活用を推進する。

④研究開発・実用化及び普及を加速化するための環境整備

- ・国が「農林水産研究イノベーション戦略」を毎年度策定し、農林水産分野での更なるイノベーション創出を図り、社会課題に対して機動的に対応する。
- ・農林水産分野における Society 5.0 の実現に向けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下で行う府省連携の研究プログラムによる研究開発を推進する。
- ・農研機構が産学官連携のハブとなり、日本の農業研究開発をリードするため、必要な研究基盤や施設の整備・改修を行い、農研機構の機能強化を図るとともに、都道府県試験場との連携を強化して地域の課題に対応した研究開発を推進し速やかな現場実装を実現する。
- ・異分野との連携や、AI、量子コンピュータ、ゲノム編集等の最先端技術を活用することにより、研究開発の加速化を推進する。
- ・研究開発により得られた知的財産について、効果的な社会実装を見据えたオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた適切な保護・活用を推進する。
- ・ゲノム編集等の先端技術に関する情報提供を適切に行いつつ、社会課題の解決に有用な分野においてその開発を進める。
- ・開発された技術の迅速な現場実装に向け、都道府県の普及指導員が、農業者の生産性向上・経営発展に資する技術等の普及・定着に取り組む。これに当たって、普及指導員が新技術の導入等に係る地域の合意形成、新規就農者の支援等に取り組む際には、試験研究機関や企業、その他食料システム関係者など多様な関係者との連携を強化する。

⑤農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進

- ・国際農研の持つ国際的な研究ネットワークや知見等を活用しつつ、国際農研が国際的な研究拠点としての役割を果たせるよう、その研究基盤の整備と機能強化を進める。また、各国政府や研究機関との連携強化や国際共同研究により、気候変動など地球規模的な課題に対応するみどりの食料システム戦略関連技術の研究開発を促進する。
- ・地理的・気候的条件に近いアジアモンスーン地域においては、生物的硝化抑制（BNI）強化作物、間断かんがい技術（AWD）、イネいもち病対策など我が国が有する優れた農業技術の実証をさらに拡大するとともに、日 ASEAN みどり協力プランの枠組みも活用し、各国の普及機関と連携した技術の普及を促進する。
- ・アジアモンスーン地域での知識、経験を活かし、アフリカ等のグローバルサウス地域へ展開可能な農業技術の研究開発や技術実証を行うとともに、その成果の普及を促進する。

(4) 生産資材の供給

①肥料

(化学肥料使用量の低減)

- ・化学肥料使用量の低減は、農業経営の安定化に資するのみならず、環境負荷低減の側面も併せ持つことを踏まえつつ、引き続き、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の利用拡大、局所施肥など施肥の効率化技術の導入、土壌診断に基づく適正施肥や土づくり等の取組拡大に向け、取組状況の把握に努めるとともに、更なる技術開発、地域のマニュアル作成や全国の地力の把握・周知等の取組を推進する。
- ・施肥の効率化技術の導入に向けて、土壌や作物などのデータを活用したスマート施肥システムなどスマート農業技術の普及の加速化を図る。
- ・生産コスト面については、引き続き製造・流通の合理化を進めつつ、施肥作業全体としてコストを削減していく観点から、スマート農業技術等を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

(国内資源の肥料利用拡大)

- ・肥料原料供給者、肥料製造事業者、農業者等の利用者のそれぞれの連携や機械・施設の整備に必要な支援を継続しつつ、関係者間のマッチング機会を増やす取組を強化する。
- ・国内資源が豊富な地域における広域流通を推進するため、引き続き新たな規格なども活用して、品質や安全性を確保しながら、現場が使いやすく省力的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工する取組を推進する。
- ・堆肥や下水汚泥コンポストなど散布に労力を要する肥料については、農業者に代わって散布作業を行う農業支援サービス事業者の育成・活用を推進する。

(化学肥料の原料備蓄)

- ・化学肥料原料について、その調達状況を注視するとともに、現在、供給途絶リスクが顕在化しているりん安及び塩化加里については、目標とする備蓄水準の維持・確保に向けた取組を推進する。

(肥料価格高騰時の影響緩和対策)

- ・肥料の価格高騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえ、影響緩和対策を実施する。

②農薬

(安全性の向上)

- ・農薬の安全性を一層向上させるため、2018年の農薬取締法改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施するとともに、農薬登録制度の国際調和を一層推進し、

必要に応じ評価手法の見直しに取り組む。

- ・防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。

(環境負荷低減)

- ・生物防除資材等の環境負荷の低い新規資材について審査結果を蓄積し、要点を整理することにより、審査の円滑化を図るとともに、引き続き、化学農薬の低減に資するスマート農業技術の活用や総合防除の普及、新たな技術開発を推進する。

(コスト低減)

- ・引き続き製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ドローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

③種苗

ア 穀物（稲、麦類及び大豆）

- ・労働力不足に対応して都道府県がそれぞれで生産する穀物種子の品種を集約し相互に供給するなど、官民、府県間・種子産地間の効率的な種子供給体制の仕組みを強化する。
- ・生産者に対する省力化技術・機械の導入や、品質を担保する産地の調製施設の整備を推進する。
- ・稲の高温耐性品種や大豆の極多収品種などの品種について、需要側とのマッチングによる需要量の把握や種子生産者等に生産技術の普及を行うことによる種子生産者や品種開発者、実需者が連携した種子生産体制の構築を図る。

イ 野菜

- ・野菜種子の安定供給体制をより盤石なものとするため、気候変動（温暖化等）による採種適地の変化等に備え、多種多様な野菜種子それぞれに適した自然環境、労働力等の条件を備えた採種地の新規開拓を、北半球・南半球の複数国でリスク分散しつつ推進する。
- ・国内における採種農家の高齢化への対応と新規採種地の確保に向け、手間と時間のかかる交配作業等を省力化できる技術の開発と現場への導入を図る。
- ・種子の長期保管・保存に向けた技術の開発と現場への導入を図る。

④飼料

(生産)

- ・地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用の拡大を図るため、耕種農家と連携した飼料生産を地域計画に位置付けるよう促すとともに、耕種農家

と連携した飼料生産等を推進する。

- ・限られた労働力を活用し、持続的な生産体制を構築するため、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営強化を図る。
- ・省力化や生産性向上を図るため、地域の実情も踏まえながら、青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、需要に応じた生産を図るとともに、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及などを推進する。

(製造・流通)

- ・持続的な流通体制の構築のため、品質表示による販売拡大、国内流通に適した加工・調製等を促進する。
- ・配合飼料を畜産農家に安定的に輸送するため、配合飼料の輸送の合理化を推進する。
- ・配合飼料の価格低減に資するため、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進する。

(安定供給)

- ・ほとんど輸入に依存している配合飼料原料について、引き続き備蓄への支援を行うとともに、多様な輸入調達先の確保を図ることにより、安定的な供給を確保する。

(飼料安全)

- ・未利用資源等を安全に飼料として活用するために、多様化する飼料等について、有害物質等の汚染実態データ収集等によりリスクを適時に把握するとともに、必要に応じて基準値の設定・見直し、適切な生産・利用に向けた指導等必要な措置を行う。

(環境)

- ・温室効果ガス排出削減に資する飼料・飼料添加物が畜産現場で活用されるよう、引き続き飼料添加物の指定の迅速な審議を進めるとともに、J-クレジット制度等も活用しつつ普及を図る。

⑤燃料・エネルギー

ア 施設園芸分野

- ・化石燃料の使用量削減に資する新技術の実証や省エネ機器の導入支援、省エネ型施設の整備支援に加え、省エネ機器導入メリットを得やすいハイブリッド型施設モデルの作成、ヒートポンプの効果的な使用方法の周知、優良事例の横展開を推進する。
- ・現状、化石燃料を使用せずに加温する技術体系は確立されていないため、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発を推進する。

イ 農業機械分野

- ・小型農機については、電動化対応機種拡大に向けて、小型電動農機の利用試験やバッテリーなどコンポーネントの機種間の共用化などに向けた対応を推進する。
- ・大型農機については、スマート農業技術の普及と併せて、自動操舵システムの導入を推進するとともに、電化・水素化技術等他分野の要素技術の応用可能性について検討を進める。

ウ 畜産分野

- ・畜産・酪農経営における燃料・エネルギーを含めた生産コストの全体の変動に対応した経営安定対策による支援を継続する。
- ・畜産・酪農経営体によるヒートポンプ等の省エネ機器の導入による電力使用量・燃料使用量の削減を引き続き推進する。
- ・メタン発酵など家畜排せつ物のエネルギー利用に係る施設整備への支援や消化液の濃縮など効率的な活用技術の開発・普及を引き続き推進する。

⑥動物用医薬品

- ・家畜疾病の発生予防に重要な生産資材である動物用ワクチンの安定的な確保・供給を図るため、令和6年11月に策定された動物用ワクチン戦略に基づき、産学官の連携体制を構築する。
- ・現場のニーズが高いワクチンの開発支援を引き続き推進するほか、新たなワクチンが迅速に実用化されるよう、承認審査の最適化を推進する。
- ・官民の連携や事業の活用等によりワクチン製造体制を強化するとともに、メーカー間での委託製造など、製造体制の効率化も図る。
- ・疾病の再流行に備えて、ワクチンを備蓄するほか、迅速に製造を再開できるよう技術の維持や体制の構築を図る。
- ・ワクチンを活用した家畜疾病の発生予防を促進するとともに、国内市場だけでなく海外の市場を獲得できるよう輸出に向けた体制を強化する。

3 付加価値向上に向けた取組

(1) 高い品質を有する品種の開発・導入促進

- ・生産者・加工・流通・販売事業者、消費者等のニーズに応じ品種・栽培技術・スマート農業技術の効率的な開発及び円滑・迅速な普及を推進する。その際、気候変動による高温・干ばつの発生や新たな病虫害リスク、栽培適地の変遷等を踏まえ取り組むとともに、品種や営業秘密・データ等の流出抑止に向けた管理の徹底を図る。
- ・稲について、需要拡大が期待される米粉への加工適性に優れた品種等の開発・導入を推進する。麦について、輸入小麦並みの品質を持つパン用・菓子用の多収性小麦品種や、より少ない窒素肥料で生育可能なBNI強化小麦品種等の開発・導入を推進する。大豆について、豆腐加工適性などの実需の求める形質を備えながら多収となる品種等の開発・導入を推進する。

- ・野菜について、特に国内消費の約3割を輸入が占める加工・業務用野菜の国産シェアを奪還・拡大していく観点から、実需者ニーズに応えた加工適性の高い品種等の開発・導入を促進する。
- ・果樹について、着色や食味に優れるなど、高品質な国産果実の強みを発揮しつつ、付加価値の高い果実加工品など新たな需要にも対応し、品質の高さに加えて省力化栽培への適性や化学農薬使用量削減にも資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入を推進する。
- ・茶について、需要が多く取引単価が高い有機栽培の抹茶生産に適した、色沢と旨味に優れ、耐病性を有する品種等の開発・導入を推進する。

（２）農産物を活用した新たな事業の創出の促進等

- ・地域の農業者が農産物の加工・販売や観光農園、農家レストランの経営等により、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。
- ・食品事業者と農林漁業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、地域の農林漁業者、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、IT・ロボット等を含めた幅広い関係者が連携・協調するための場の構築を推進する。また、こうした食品事業者等による計画的な取組を総合的に支援する制度を検討する。
- ・環境負荷を低減して生産された農産物等の流通・消費を促すため、環境負荷低減の取組の「見える化」等の活用を推進する。
- ・農福連携の取組を通じ、障害者の個性や特性を活かした有機農業の取組や高品質な商品づくりなど、農産物の高付加価値化を推進する。

（３）知的財産の保護及び活用の推進

- ・国内関係者の知的財産の保護・活用の取組の実践に向け、研究開発や生産の現場の知的財産に関する意識・能力向上と専門家によるサポートの充実、知的財産を保護・活用し付加価値向上に取り組む優良事例の顕彰と横展開を推進する。
- ・苗木の生産者へのリース等、流出対策とブランド管理を両立する管理方式の導入、GI制度等の更なる活用など、差別化・ブランド化の取組を推進する。
- ・品種登録、GI登録など、国内外での権利取得の推進と侵害・模倣への対応、営業秘密管理、家畜遺伝資源の流通管理や契約の締結の推進の更なる徹底を図る。
- ・種苗のオンライン取引の増大等、新たな流出リスクに対処しうよう、権利者や農業現場における管理の徹底と侵害・模倣への対応の実効性向上に向けた制度的枠組みの整備も含め、総合的に措置を講ずる。
- ・国内産地の振興、農林水産物の輸出に寄与するよう、優良品種の開発・普及に資する利用者に応じた戦略的な許諾料設定を推進する。
- ・国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した知的財産の開発・普及を推進し、ロイヤルティ収入も利用して、知的財産の管理・活用、産地化・ブランド化を推進するとともに、新たな知的財産の創出につなげる。これらの保護・活用に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮しつつ推進する。

(4) 付加価値の高い製品の輸出等

- ・海外で稼げる価値・特性を有する品種の産地への導入を進めるとともに、認定品目団体による日本製品の統一マーク等の策定・普及、JFOOD0（日本食品海外プロモーションセンター）による外国人向けに日本製品の価値を伝えるプロモーションを通じて、ジャパンプランドの構築を図ることで、日本製品の付加価値を高めつつ、その輸出等の促進を図る。

4 農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理

(1) 農作業安全

- ・農作業環境の安全対策の強化に向け、海外や他分野で装備されている安全装置等の装備化の推進、関係法令における規制への対応の徹底を図る。
- ・農業者の安全意識の向上に向け、農業者に対する研修体制の整備と研修への参加促進、都道府県段階・地域段階における推進組織の活動の活性化等を推進する。

(2) GAP・HACCP

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入にも資する国際水準 GAP の普及促進に向け、地域で中核的な役割を果たす GAP 指導員の育成等を推進するほか、SDGs への貢献の観点から GAP の情報発信を行うことにより、実需者等の GAP への理解や活用の促進を図る。
- ・地域での面的な GAP 普及に向け、団体への認証取得支援を行うとともに、団体運営を円滑に実施できる取組を推進する。
- ・輸出相手国からのニーズに対応した GAP 認証取得を図る。
- ・畜産においては、持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP や農場段階の HACCP の普及・定着を図るとともに、認証取得等を一層推進する。

5 動植物防疫

(1) 家畜伝染病への対応

- ・これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不断の点検・向上等を推進する。
- ・万が一の発生に備え、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備、殺処分の影響緩和のための分割管理の活用等を一体となって推進する。
- ・特に、我が国未発生のアフリカ豚熱については、水際対策だけでなく、野生イノシシへの対策も含め、国内侵入時の迅速なまん延防止措置等の体制整備を構築する。

(2) 植物の病害虫への対応

- ・これまでの総合防除推進の取組に加え、総合防除を現場へ浸透させるため、総合防除実践マニュアルの整備、新たな防除体系を普及するための取組の支援、

病虫害抵抗性品種、生物防除資材、ICT を活用した水稻病虫害の早期・精密な発生予測技術等の研究開発の推進等を行い、より分かりやすく、使いやすい形で総合防除を現場へ普及する。

(3) 動植物検疫

- ・家畜伝染病や植物の病虫害の侵入リスクが増大する中、侵入警戒体制の強化に加え、より確実に効果的な水際の措置の実施のため、AI を活用した X 線検査技術の導入や動植物検疫証明書の電子化等、先端技術の活用による水際での監視体制の強化・効率化、出国前広報など、そもそも日本に持ち込ませないための対策、警察やほかの CIQ 関係機関と連携した違反者の摘発強化に取り組む。

(4) 薬剤耐性

- ・豚熱や鳥インフルエンザのような重大な疾病だけでなく、乳房炎や肺炎といった慢性疾病も対象に、産学官の連携によるワクチン開発・安定供給の促進や飼養衛生管理の向上に向けた指導等を強化する。

(5) 獣医師・獣医療

- ・効率的な診療体制を構築するため、デジタル技術を活用した遠隔診療を推進するほか、産業動物獣医師確保対策として、これまで注力してきた獣医学生への修学資金の給付に加え、獣医系大学との連携強化、育児等により現場を離れている女性獣医師への復職支援、小中高生などを対象とした PR の推進などにより広範な対策を実施する。

6 不測時における食料供給の確保

- ・不測時の食料供給不足による国民生活等への支障を未然に防止し、又は早期解消を図るため、食料供給困難事態対策法や同法の基本方針に基づき、食料供給が不足する兆候の段階に至った場合には政府対策本部を設置し、食料や生産資材の出荷販売業者や輸入業者、生産者等への出荷販売の調整や輸入の促進、生産の促進等の要請や消費者への情報提供・働きかけを行うなど政府一体となって総合的な対策を講じる。
- ・また、これら不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時からの対策として、国内外の食料需給等に関する情報収集・分析、食料や生産資材の民間在庫の調査・把握等を通じた官民合わせた総合的な備蓄の推進、食料供給が不足する事態を想定した演習の定期的な実施など、不測時に備えた取組を推進する。

7 輸入の安定化

- ・国内生産で全ての国内需要を満たすことができない主要穀物等について、海外の需給動向や我が国への海上輸送事情等の情報の収集・分析を行いながら、輸入相手国ごとの供給リスクも勘案した調達先の多様化を含めた検討を実施し、平時からの安定的な輸入を確保するための戦略的な環境整備を図る。

- ・国内の実需にも合致した主要穀物等が必要量供給されるよう、政策支援の活用も含めた、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網に対する投資の促進を図るとともに、既存の輸入相手国はもとより、新規の輸入相手国との関係を維持・強化するための政府間等による食料等の安定供給等に関する議論を行う枠組みを整備する。また、これら取組の円滑な実施のため、国内における官民の情報共有を強化する。

8 国際戦略

- ・農林水産物の国境措置の維持を主眼とした従来の多国間の枠組みでの交渉に加え、農林水産物・食品の輸出を加速しつつ、安定的輸入を支える相手国との関係強化を図るとともに、我が国の施策展開の後押しとなるルール形成を目指した国際戦略を展開する。

(1) 戦略的二国間関係の構築

- ・輸出拡大に向けた輸出先国・地域における輸入規制の特定、輸入安定化に向けた相手国の生産状況の把握、現地企業との対話による民間ビジネスのニーズの掘り起こしを通じて、我が国として重要となる国を特定した上で、緊急時だけでなく平時からの安定供給に繋がる二国間対話の機会の創設・維持等により戦略的な二国間関係を構築・展開する。

(2) 環境・人権等新たな議論への対応

- ・環境や人権等の議論に加え、新たな論点提起の兆候に対応し我が国の影響力の拡大を図るために、国際会議への参加、海外関係者との対話・連携、国際機関等への人材の派遣、拠出について、行政、民間及び大学・研究機関のリソースを組み合わせた我が国一体で取り組む体制の構築を図る。
- ・みどりの食料システム戦略を、アジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデルとして推進し、日 ASEAN みどり協力プランの下で二国間クレジット制度等による協力を着実に実行するなどを通じて、ルール形成に参画する。

(3) 関係構築のための国際協力

- ・我が国にとって重要となる相手国との関係構築のために、従来の開発協力から、世界の持続可能性の向上に向け対等なパートナーとして協働するという視点に転換する。特に人口増加や経済成長が著しいアフリカ、中南米、南・中央アジアといった新たなパートナーとの関係構築を強化する。
- ・スタートアップ企業も含めた我が国の民間ビジネスにも裨益するよう、ODA だけではなく、民間資金の活用も念頭においた枠組みを構築する。
- ・持続可能なサプライチェーン構築の観点から、我が国企業がグローバルサウス諸国で主要穀物等を含む原料調達を行う取組を支援する。
- ・グローバルサウス諸国へ支援実績のある国際機関との連携強化により、我が国の民間ビジネスと現地企業や生産者とのマッチングを推進する。
- ・世界的に関心の高い環境負荷の低減を含めた強靱で持続可能な農林水産業及び

食料システムの展開に向け、日 ASEAN みどり協力プランに基づき地理的・気候的条件に近い東南アジア向けの我が国の技術と経験を活かした協力を推進する。併せて、アフリカ、中南米、南・中央アジア等我が国とは地理的・気候的条件が異なる地域においてもグローバルみどり協力プランとして推進し、我が国の技術・知見の提供等を通じて相手国との関係構築に繋げるとともに、我が国農林水産・食品関連企業の海外展開や、国内生産では国内需要を満たすことができない穀物等の安定的な輸入の確保を図る。

（４）国際的課題への貢献

- ・ 食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定に向け、主導的に貢献する。さらに、それら基準について、途上国を中心とした各国へ普及に取り組む。
- ・ 国際的なルール形成の力を強化する観点から、気候変動、生物多様性、資源循環等の国際的課題に対し、長期的視点をもって、人材育成や人的なネットワークの構築を図る。

Ⅱ 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

基本的な方針

人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要である。

輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至るサプライチェーンの関係者が一体となり、マーケットイン、マーケットメイクの観点から現地ニーズ等に対応することにより、付加価値の向上等を通じた収益性の向上を図り、農林水産業・食品産業を魅力ある産業とすることで、輸出に積極的に取り組む農業者や事業者を増やし、また、意欲ある人材を育成・確保していくことが重要である。

海外からの収益を得る手段としては、輸出に加えて、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も重要であり、いずれも経常収支黒字に寄与する。

食品産業の海外展開については、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等を通じて輸出拡大に貢献する。また、インバウンドによる食関連消費の拡大は、日本の食に対する海外からの需要という点で、輸出と同様、農林水産業・食品産業に裨益するとともに、日本食・食文化の魅力の発信を通じて、輸出拡大につながる。

このような「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る。

具体的な施策

1 農林水産物・食品の輸出の促進

農林水産物・食品の更なる輸出の拡大を図るため、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として一体的に実施する。

国・地域別、品目別のマーケットの動向や供給体制も踏まえて具体的な戦略を検討する。

（１）需要拡大の取組

（認定品目団体、ジェトロ、JF00D0等の連携による新市場開拓）

- ・海外現地の非日系市場など新たな輸出先の開拓のため、現地における日本食・日本産食品のブランディング・商流構築やマーケットインでの供給拡大等を一体的に進めるため、認定品目団体、ジェトロ、JF00D0等の連携を促進する。輸出支援プラットフォームにおいて、現地での伴走支援を行う。
- ・認定品目団体は、海外現地のニーズを捉えた市場開拓の取組強化、持続的な体制の構築を図る。
- ・ジェトロは、複数の取組を効果的に組み合わせつつ、海外バイヤー等とのネットワークの形成に努めるなど、新市場開拓に重点的に取り組む。
- ・JF00D0は、ジェトロ・認定品目団体等と連携し、現地系飲食店・小売店等への働きかけ、事業者への情報提供等を強化する。

- ・需要拡大の取組の推進に当たっては、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を図る取組との連携を推進する。
- ・日本食・食文化の魅力を海外に発信するため、在外公館等と連携しつつ、海外の外国人日本食料理人等と効果的に連携する。
- ・アニメ等のコンテンツをはじめ、日本の強みを生かして、効果的なプロモーションを行う。

(輸入規制の撤廃等)

- ・輸出実行計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故及び ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、あらゆる機会を捉えて引き続き早期撤廃の働きかけを政府一丸となつて行うとともに、輸出解禁等に向けた動植物検疫等の協議を戦略的に実施する。
- ・輸入規制の最新動向や撤廃等の成果を円滑に周知し、交渉を行う政府機関、輸出支援プラットフォームや在外公館、ジェトロ現地事務所等の海外現地関係者、認定品目団体等の国内関係者間の連携を強化する。

(2) 供給力向上の取組

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等を通じて、意欲的に輸出に取り組む農林水産業者・事業者をサポートするとともに「フラッグシップ輸出産地」をはじめとする大規模に輸出に取り組む産地を拡大し、地域計画とも連携しつつ、その更なる発展を後押しすることで、収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を図る。また、新技術の活用等に効果的に取り組める仕組みづくりや農地の大区画化等の基盤整備など、国・地方公共団体・生産者団体等が連携して大ロットでの輸出を可能とする産地モデルを構築する。その際、特に供給力が大きな地域において、国内需要と海外需要を統合的に捉えつつ、生産振興対策と輸出拡大施策との連動を強化する。
- ・更なる輸出の拡大が期待される品目について輸出重点品目への追加を検討するとともに、認定品目団体が中心となり、各産地や流通事業者等が連携したオールジャパンでの取組を強化する。
- ・水産資源の持続的利用や環境配慮への取組を証明する認証等の輸出先が求める認証の取得、加工食品に対する表示や添加物規制への対応など、品目ごとの課題に対処しつつ、フラッグシップ輸出産地等の意欲ある主産地を始め、生産現場が自らの課題として輸出向け供給力の向上に取り組むことを後押しする。
- ・地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートの確立、大ロット化・混載の実現に向けた物流拠点の整備、品質管理や物流効率化に係る規格化・標準化等を関係省庁が連携して推進する。
- ・海外ニーズに応じて高品質な日本産品を海外の消費者まで届けられるよう、低コスト化や有機等への生産体系の転換、効果的な防除技術の普及、集出荷体制の構築、高付加価値な産品の製造・加工等による輸出向け供給力の向上、スマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチ

チェーンモデルを構築する。

2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大

農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る観点から、輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、日本発のフードバリューチェーンの構築に向けて海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を推進する経済産業省やジェトロ、インバウンドを振興する観光庁や日本政府観光局（JNTO）、JFOOD0 等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施する。

（１）食品産業の海外展開

- ・食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を促進する。このため、食品関連事業者の海外展開支援を目的とするグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会等を活用し、事業者の個々の課題に対応できるよう、現地の法務・税務等に通じた専門家によるサポート体制の充実や海外拠点設置に対する制度融資の活用等の推進などによる資金融通の円滑化を図る。

（２）インバウンドによる食関連消費の拡大

- ・インバウンドによる食関連消費の拡大を通じて、農林水産業・食品産業に裨益するとともに、日本食・食文化の魅力の発信による輸出拡大につなげる観点から、地域の食や景観などの資源を活かした農泊等による農山漁村へのインバウンドの誘客等の促進に加え、海外向けの日本食プロモーションに当たって、GI 産品の観光資源としての更なる活用等を通じ、国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策及び観光振興施策について、相互に連携し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成を通じて海外需要拡大を図る視点も持って実施する。

3 品種のグローバル展開

（１）海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備

- ・優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場においてジャパンプランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティを得て、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる。
- ・これらを担う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を推進する。

（２）優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

- ・海外出願、国内管理の徹底に向け、関係者の意識向上のほか、海外出願の考え

方や基準の整備を推進する。

- ・出願・審査手続の円滑・迅速化、育成者権の行使の実効性の向上など育成者のメリット・権利の強化のほか、新たなリスクに対応するための制度的枠組みの整備を推進する。
- ・併せて、DNA 品種識別技術を活用しやすい環境の整備を進める。
- ・苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理を推進し、流出抑止とブランド管理を推進する。
- ・UPOV（植物新品種保護国際同盟）未加盟国の品種保護制度整備を推進するとともに、UPOV 加盟国との審査協力を推進する。

（３）マーケットインの品種の開発・再評価

- ・短期的には、国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進する。
- ・中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に連動したビジネスベースの許諾料を設定し、海外市場を見据えた育種に向けたマーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組の充実を図る。

Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

基本的な方針

これまでは、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能であった。しかし、人口減少等により、小売業や物流の採算が取れない地域が発生し、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）が発生している。また、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加するなどの問題が顕在化しており、これらの問題に対応し、平時からの食品アクセスの確保を図ることが必要である。これに加え、食料供給が不足するなどの不測時においても、必要な熱量や栄養面も考慮した食品アクセスを確保できるよう対策を講じることにより、国民一人一人の食料安全保障を図ることが必要である。

食料を生産・加工し、消費者まで送り届けるためには、持続的な食料システムを構築する必要があり、この中で食品産業は重要な役割を担っていることから、その持続的発展を図ることが必要である。

デフレ経済下で、生産・加工・流通・小売のフードチェーン全体において、生産コストが上昇しても、コストに見合わない販売価格が形成される事態が生じており、持続的な食料供給がはばかれるおそれがある。

持続的な食料システムを構築するために、生産のみならず、加工・流通・小売・消費を含めた食料システム全体での関係者で協調しつつ、食料システムの各段階を通して合理的な価格形成を推進する。また、これと併せて、食品産業の付加価値向上に向けて、食品事業者等による計画的な取組を総合的に支援する制度を検討する。

また、消費者への安全・安心な食料の安定供給のために、食品安全に関するリスク管理の確実な実施等を推進することが必要である。

具体的な施策

1 食品アクセスの確保

（１）平時における食品アクセスの確保

- ・食品アクセスの確保に関する取組が十分とはいえない地域を中心に、関係省庁が連携して対策を推進するため、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握する。
- ・地域の高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）（物理的アクセス）や経済的理由により十分な食料を入手できない者（経済的アクセス）への多様な食料の提供に向けて、市町村等を中心に、食品事業者、物流事業者、NPO等の関係者が連携して、地域の課題に応じた取組を推進する体制づくりを支援する。
- ・買物困難者に関する課題が明らかになった地域において、それぞれの課題に応じて民間事業者を含めた主体によるラストワンマイル物流の確保等を促進する。
- ・関係省庁が連携し、経済的理由により十分な食料を入手できない者に提供される未利用食品の出し手と受け手とのマッチングを促進するとともに、食品事業者による食品寄附の取組内容の見える化、食品寄附の税制上の取扱いの周知、

フードバンク・こども食堂・こども宅食等の食料受入・提供機能等の強化などを通じて、食料の出し手と受け手双方の取組拡大を促進する。その際、食品寄附等に関する官民協議会にて策定された「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を同ガイドラインに基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。

- ・これらの施策の実施に当たっては、関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環（わ）プロジェクト」の下、農林水産省及び関係府省庁が一体となって取組を推進する。

（２）不測時における食品アクセスの確保

- ・大規模な自然災害の発生など不測時においても食品アクセスが確保されるよう、平時からの対策として、食料のサプライチェーンの維持・強化を図るとともに、不測時には、その状況に応じて、国民一人一人の熱量供給と栄養・健康状態の維持に必要な対策を講じるとともに、食料供給困難事態対策法や同法の基本方針に基づき、政府一体となって総合的な対策を講じる。

２ 食品産業

（１）農林漁業者等との安定的な取引関係の確立

- ・食品事業者と農林漁業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進する。
- ・地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く連携・協調するための場の構築を推進する。

（２）流通の合理化

- ・国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携しながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化を促進するため、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組や、産地における集出荷施設の整備、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点、卸売市場の整備等を推進する。
- ・鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用した、環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
- ・食品等の流通の経費の削減のみならず、価値の向上や新たな需要の開拓を図る取組を推進する。

（３）環境負荷低減等の促進

- ・製造工程における、脱炭素化や環境負荷低減等に資する技術の導入等を行う取組を促進する。
- ・環境、人権、栄養への配慮といった課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、官民が連携して取組の拡大を図る。

(4) 消費者の選択への寄与

- ・消費者が、有機栽培、環境配慮等、生産・製造・流通にかかるコストや、生産現場の実態の情報を踏まえて農産物・食品を選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組をラベル表示する「見える化」の取組を推進するとともに、消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

(5) 技術の開発・利用の推進

- ・食品産業の現場において、AI、ロボット等を活用した自動化技術の活用等を促進し、生産性向上を図る。
- ・フードテックに関わる企業の増加等フードテック市場の拡大に向けて、日本発のフードテックビジネス創出の戦略策定による市場性を考慮したビジネス展開の推進や、消費者理解の醸成のための情報発信を強化する。
- ・食品産業分野における技術の利用拡大に向けて、JAS 等の規格の活用と国際標準化をより戦略的に推進する。

(6) 事業基盤の充実等

- ・事業承継等による地域の食品事業者の事業基盤の充実を促進する。また、成長する世界の食市場を視野に入れた食品産業への転換を図るため、各国の規制や消費者ニーズへの対応等により、海外展開を促進する。

3 合理的な価格形成

賃上げや物価上昇を伴う経済への再起を目指す中で、食料の価格についても、生産の現場の実情等への理解醸成や、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下でコスト上昇に見合った価格改定が行われる環境を整備する。

(1) コストの明確化

- ・幅広い品目を対象にコスト構造の実態調査を行うとともに、合理的な費用を考慮した取引を推進するためのコスト指標の作成・活用に向けた課題の検討等を進める。

(2) 消費者をはじめとする関係者の理解醸成

- ・インターネット動画等による発信に加え、小売店舗等の消費者が農産物・食品を購入する場において、生産等の現場の実情やコスト高騰の背景等をわかりやすく伝えるための情報発信を行い、消費者を始めとする関係者の理解醸成を図る。

(3) 合理的な費用が考慮される仕組みの構築等

- ・食品の取引に関して持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される仕組みについて、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合

意の下で構築を図る。仕組みの実効性を確保するため、①コストの把握・明確化、②コストを考慮した取引の実施、③賃上げを通じた消費者の購買力の確保を一体的に講じる。

- ・単にコストを転嫁するだけでなく、食品事業者による生産性の向上や付加価値向上の取組を推進する。
- ・一方で、食品アクセスに係る施策を併せて実施することで、経済的理由により十分な食料を入手できない者の食品アクセスの確保を図る。

4 食品安全・消費者の信頼確保

(1) 食品安全に関するリスク管理

- ・「後始末より未然防止」の考え方を基本に、関係府省庁が連携し、科学的知見によるリスク評価に基づき、リスク管理を引き続き着実に推進する。
- ・新興の危害要因に関しては、実態調査を進めるとともに、必要に応じて生産者や食品事業者向けの指針等を策定及び普及し、消費者の健康リスクを低減する取組を実施する。また、将来の予測も含めて適切なリスク管理のための技術開発を推進する。
- ・生産資材のリスク管理・規制について、最新の科学的知見に基づき再評価等を適切に進める。
- ・食品安全に係る消費者のリテラシー向上のため、SNS などを活用した正しい知識の普及を図るとともに、リスクコミュニケーションを更に推進する。また、食料の持続的な供給には、食品の安全性の確保が重要であることから、生産者や食品事業者の安全性向上についての取組に関する情報発信などにより、消費者の理解醸成と行動変容につなげる。

(2) 食品表示の適正化等

- ・食品表示違反の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を把握すること等を通じ、当該品目・事業者への監視を集中的に行う。
- ・食品関連事業者等の適正な食品表示に資する表示確認方法の事例の横展開や、現場の従業員の意識を高める取組を推進することにより、表示違反を未然に防止する。
- ・合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、順次議論を進めていく。

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

基本的な方針

食料システムを持続可能なものとするためには、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品産業、消費者等の関係者・団体の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全、地域資源の有効利用等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費などを通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要がある。

農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能は、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を担っている。これらの機能が、環境への負荷の低減を図りながら発揮されるよう、全国レベル、地域レベル等の様々な視点からの情報発信を通じて、国民理解を促進する必要がある。

具体的な施策

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組

環境と調和のとれた食料システムを確立するため、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。それらの取組が農山漁村の持続的な発展に資するよう各地域の地域計画にも位置付けられた上で、地域の実情や個々の品目の特性に応じた取組や、耕畜連携等の業種の枠を超えた取組を進める。また、生産力向上と持続性の両立が図られるよう、技術の開発や普及も継続的に進める。こうした取組は政府全体で進めるGXや、気候変動等に関する国際的な課題への対応の観点からも、国際協力を含めて積極的に推進する。

①みどり GX 推進プラン（仮称）

- ・みどりの食料システム戦略に基づき、食料・農林水産業の脱炭素化と地域経済の活性化を同時実現するため、温室効果ガスの排出削減、吸収源の機能強化、資源・エネルギーの地域循環とあわせて、気候変動による被害を回避・軽減するための生産安定技術や高温耐性品種の開発・普及、関連産業の育成、これらへの投資促進も含めた「みどり GX 推進プラン（仮称）」を策定する。

②クロスコンプライアンスの本格実施

- ・食料システムに由来する環境への負荷を低減するためのクロスコンプライアンス（みどりチェック）を導入することで、食料システム全体での環境負荷低減への意識向上とその取組の底上げを図る。みどりチェックについて、これまでの事業申請時のチェックシートの提出に加え、2025年度から事業実施後の報告及び確認の試行実施を行い、実施体制を整備した上で、2027年度からの本格実施につなげる。

③新たな環境直接支払交付金の創設

- ・多面的機能支払制度について、2025 年度から地域ぐるみの活動による水田の長期中干しや冬期湛水等の環境負荷低減の取組等についても支援するとともに、2027 年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法（令和 4 年法律第 37 号）の事業計画認定農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

④みどりの食料システム法による支援

- ・みどりの食料システム法の事業計画認定等を通じた農業者や関連事業者への支援を進めるとともに、モデル的取組を普及させるための体制整備等を図る。また、みどりの食料システム法認定農業者のネットワークを構築し、農業者間での取組の普及を図る。

⑤国際環境交渉

- ・国際環境交渉では、みどりの食料システム戦略をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして提唱し、ルールメイキングに参画するとともに、日 ASEAN みどり協力プランを推進する。また、我が国が有する食料安全保障に資する気候変動緩和技術の国際展開を推進するためのパッケージを取りまとめ、二国間クレジット制度等による協力を推進し、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に貢献する。

（２）環境負荷低減に向けた個別分野の取組

①気候変動対策の推進

- ・農業機械の電化やハイブリッド型園芸施設への移行、農地や畜産に由来する温室効果ガス排出削減、農地土壌への炭素貯留等を、J-クレジット制度や環境負荷低減の取組の「見える化」等も活用しつつ着実に推進する。
- ・農業機械については、自動操舵システムや電動草刈機等の導入を図るとともに、小型農機の電化機種拡大に向けた技術開発・実証や、大型農機での電化・水素化技術の利用拡大等に向けて、他産業で開発・実用化された技術の応用検討を推進する。
- ・園芸施設については、省エネ機器・省エネ型施設の導入支援に加え、ハイブリッド型施設モデルの作成、優良事例の横展開等を行うとともに、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発・実証を進める。
- ・水稻栽培の中干し期間の延長、土壌診断や局所施肥等を通じた過剰施肥の抑制、家畜排せつ物の管理方法の変更や温室効果ガスの排出量を抑制する飼料などの開発・利用等を進めることで農地や畜産に由来する温室効果ガスの排出削減を推進するとともに、堆肥や緑肥、バイオ炭の施用等の土づくりを進めることで土壌炭素貯留を推進する。

- ・気候変動による被害を回避・軽減するため、生産安定技術や高温耐性品種の開発、品種や品目の転換を含めた対応技術の開発・普及、扇風機や細霧装置等の暑熱対策の導入等を推進するとともに、農業水利施設の整備・保全に当たって、将来の降雨予測に基づいた計画策定手法を導入する。

②化学農薬・化学肥料等資材の使用量低減

- ・化学農薬使用量（リスク換算）の低減に向けては、化学農薬の低減に資するスマート農業技術の活用や総合防除の普及、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進する。
- ・肥料の過剰施肥は、温室効果ガス排出や窒素の流出につながることから、適正施肥を進めるとともに、化学肥料については、土壌や作物などのデータを活用したスマート施肥システム等による施肥の効率化や、国内資源を利用した堆肥化・ペレット化施設の整備や関係者間のマッチング機会を増やす取組、化学肥料低減に資するスマート農業技術の開発・普及等を推進する。
- ・農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定）に基づき、生物多様性保全を重視した農業や技術開発を推進する。
- ・高温への耐性や栄養分の利用効率等の向上に資するバイオスティミュラントについて、表示等に関するガイドラインを作成し、農業者が効果のあるバイオスティミュラントを安心して選択・使用できるような環境を整える。
- ・堆肥や緑肥等の有機物の施用により、化学肥料の低減や土づくりを推進する。

③有機農業の推進

- ・環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。
- ・地域計画と連携し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を拡大するとともに、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定を推進する。また、産地で中核的な役割を果たす有機農業者の育成を図る。
- ・現場の実践技術を体系化し、広域的な技術の普及に向けた指導体制の構築を推進するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、次世代の有機農業技術の研究開発を推進する。
- ・有機農産物のブランド価値の向上を図るとともに、学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用、産地と消費地が連携した取組の拡大を図る。また、有機農産物の輸出についても、産地や事業者の取組を後押しする。
- ・国産原料を使用した有機加工品の開発等、加工メーカーと産地が連携した取組を後押しする。

④農林漁業循環経済地域の創出

- ・環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現し、地方創生に資するため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地

域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

- ・バイオマスについては、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料としての利用を進める。燃料利用については、農林漁業バイオ燃料法（平成 20 年法律第 45 号）による農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進や、資源作物の栽培実証等を進めるとともに、SAF（持続可能な航空燃料）については、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。
- ・再生可能エネルギーについては、地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

⑤プラスチック資源循環への対応

- ・プラスチックごみによる汚染を防止するため、廃プラスチックの適正処理体制の強化、生分解性プラスチック資材やプラスチック代替資材の利用拡大、プラスチック被覆肥料の代替技術の開発・普及等を推進する。

2 食品産業・消費における環境負荷の低減

（１）食品産業における環境負荷低減等の促進

- ・製造工程における脱炭素化や環境負荷低減等に資する技術の導入等を行う取組を促進する。
- ・鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用した、環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
- ・環境等の課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、官民が連携して取組の拡大を図る。
- ・特に持続的可能性に配慮した輸入原材料調達については、消費者への啓発により、環境等の持続可能性に配慮した原材料が使用された食品の需要拡大を図るとともに、セミナーの開催や優良事例の横展開等により、企業の取組を後押しする。

（２）食品ロスの削減

- ・事業系食品ロスの発生抑制の取組に向けて、納品期限の緩和、賞味期限の延長、賞味期限表示の大括り化などの商慣習の見直し徹底、外食における食べきり等を推進する。また、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直しを各業界団体等に周知し、早期の対応を促進する。

- ・食品事業者による未利用食品の有効活用等に向けて、食品寄附の取組内容の見える化や、食品企業側の負担軽減を目的とした物流事業者等関連事業者と連携した仕組みを構築する。

（３）プラスチック資源循環への対応

- ・プラスチック使用製品の設計ガイドラインの業界横断的な策定、食品事業者による再生プラスチックの利用等の拡大の取組を進めるとともに、消費者の理解醸成、国内外の関連規制等情報の収集・提供等を行うことにより、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。

（４）環境負荷低減等の取組の見える化の推進

- ・環境負荷低減の取組の見える化（みえるらべる）について、優良事例の情報発信等を図るとともに、畜産物や花きなどの更なる対象品目の拡大に向けた検討や、デジタル化による算定や検証がしやすい仕組みの構築を図る。
- ・加工食品のカーボンフットプリントの算定に資するよう、官民で業界の自主算定ルールを検討を進める。

（５）Ｊ-クレジットの取組拡大

- ・農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進や、プロジェクト登録・クレジット認証の審査の円滑化等を推進するとともに、新たな方法論の策定・改定に向けて実証や研究開発を推進する。

（６）食料システムの関係者の理解浸透の推進

- ・食料システムにおける環境負荷低減の取組について、関係者への理解浸透を図るため、「あふの環（わ）プロジェクト」や「みどり戦略学生チャレンジ」等を通じて取組への参画者の拡大を図る。

３ 多面的機能の発揮

（１）多面的機能への国民理解促進

- ・農業・農村の有する多面的機能については、環境への負荷の低減が図られつつ適切かつ十分に発揮されることが必要となる中で、環境負荷低減の取組を見える化するとともに、多面的機能に係る国民の理解促進を加速するため、パンフレット配布やイベントでのパネル展示に加えて、地方公共団体、企業への周知や関係省庁と連携した普及啓発などの更なる情報発信を図る。
- ・農業・農村の多面的機能に関する国民の理解の促進を図るため、農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動について、SDGs への貢献の観点も含めて企業、学校等に対する情報発信を行う。また、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産について、パンフレット配布やイベント開催による情報発信の取組等を行う。
- ・都市農業の有する都市の防災などの多様な機能について、都市住民の理解醸成を図るため、効果的な情報発信の取組を推進する。

（２）多面的機能の発揮のための共同活動

- ・多面的機能支払制度について、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若手の確保を図りつつ促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制の構築を図る。
- ・中山間地域等直接支払制度について、共同活動が継続できる仕組みを構築するため、集落協定のネットワーク化や多様な組織等が活動への参画が可能な体制づくりを推進する。
- ・これまで環境保全型農業直接支払制度で支援してきた長期中干しや冬期湛水等の環境負荷低減の取組について、今後は多面的機能支払制度で支援することにより、地域ぐるみの活動として推進する。

（３）環境負荷低減の取組の加速化

- ・2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金について、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法認定農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

V 農村の振興

基本的な方針

農村においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者が減少することによる食料安定供給への支障が懸念される。また、農業者の減少に伴う集落機能の低下により、これまで農業者が共同で行ってきた農業生産活動と一体不可分な草刈りや泥上げ等の活動が停滞し、農業生産活動に影響することが懸念される。これに併せ、農村内の非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念される。

地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大が重要である。そのため、所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組を、民間企業、農村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携して推進する必要がある。

地域の共同活動については、農業者その他の農村との関わりを持つ者の参画促進等を通じて組織の弱体化を防ぎ、農用地の保全を図ることが必要である。

鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには、希少植物の被害等の被害をもたらしており、広域的で効果的・効率的な対策、ジビエ利用に係る捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策が必要である。

具体的な施策

1 多様な人材が農村に関わる機会の創出

（１）民間企業や関係省庁との連携を通じた経済面・生活面の取組

- ・ 農業者だけではなく、他産業・他地域の民間企業、地方公共団体及び農村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携し、官民共創の仕組みを活用した地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業のマッチング等を推進する。また、具体的な案件形成に向けて、民間資金や人材の確保を行うため、「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」において農業・農村における企業等の事業活動による経済的社会的効果の可視化を図るとともに、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度等の活用を促進する。
- ・ 関係省庁との連携の下、住居、交通、医療・福祉サービス等の生活インフラの確保や女性や若手などの暮らしやすさ・働きやすさの向上、地域おこし協力隊の農業への従事や農村 RMO への参画、特定地域づくり事業協同組合制度による農村 RMO や農業等への人材派遣、中山間地域における地域資源やデジタル技術を活用した地域活性化、郵便局・物流事業者等と連携した市街地と農村間における食品・日常品、農産物等の物流網の維持・確保を推進する。
- ・ 二地域居住の普及・定着等による農村への人の呼び込み、都市部や市街地の企業の CSV（共通価値の創造）活動や研修等による持続的な農村への社員の派遣、官民の副業の促進等により、通いによる農業への参画・コミュニティ維持などの取組を推進する。
- ・ 現場の多様な課題やニーズに対して、農林水産本省、地方農政局及び地方参事

官の職員により、現場の実態や課題の把握、関係省庁の補助事業の紹介、関係省庁との連絡調整等を行う伴走支援体制を構築し、関係省庁のものを含めた農村振興に係る施策を総合的かつ一体的に推進する。

- ・上記の取組を進める際、『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクトにより、関係府省、地方公共団体、郵便局、民間企業、金融機関、教育機関等の参画するプラットフォームの下、地域と企業のマッチングや連携を進め、多様な人材が活躍できる場の創出を図る。

（２）農山漁村の魅力発信

- ・棚田や農業遺産等の認知度向上や保全、これらの地域の振興を図るため、地域住民はもとより、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進し、さらにそれを契機として、地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進する。
- ・関係人口の創出・拡大に寄与する滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する。
- ・関係省庁が密に連携し、子ども農山漁村体験に関する優良事例の分野横断での共有を図るほか、宿泊体験活動の講師等の活用による教職員の負担軽減や、近隣市町村の連携促進、民間企業等の参画促進による受入体制の強化など、送り側及び受入側双方を支援する。
- ・農山漁村において地域の振興や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多面的機能の理解の醸成のためのWEBサイトやSNS等による情報発信の取組を行う。

（３）都市農業

- ・都市農地の有効活用を一層図るため、貸借実績が低調な地域におけるマッチング体制の整備等、農地の出し手・受け手双方が安心して貸借できる体制整備を支援する。
- ・市街化区域内農地の減少が続く中、都市農地を保全していくため、生産緑地以外の農地を生産緑地等に取り込むとともに、農地以外の空闲地を活用した都市農地の創出に向けた取組を促進する。
- ・都市農業の有する多様な機能を適切かつ十分に発揮するため、地方公共団体による都市農業の振興に関する計画の策定を推進するとともに、マルシェや体験イベントの開催等の交流促進、農地の防災機能の強化、生産緑地制度等の都市農地を保全する仕組みに精通した専門家等の派遣、相談会の実施等の取組について支援する。

２ 農村における所得と雇用機会の確保（経済面）

（１）多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

- ・農村における付加価値を創出するため、６次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出する。特に、地域がより一層裨益するよ

う、地元の若手や事業者による域内での起業・事業展開を後押しする。

（２）農泊の推進

- ・観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観など農村ならではの多様な地域資源を活用して、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進や、宿泊単価の向上（高付加価値化）に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図る。

（３）農福連携の推進

- ・障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興を図るため、障害者等が働きやすい環境の整備とともに、市町村、農業や福祉の関係者等が参画する地域協議会の拡大を推進する。また、ノウフクの日（11月29日）等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。

（４）多様な人材等の参画の推進

- ・地元の建設事業者やIT事業者等による農業支援サービスの提供をはじめとした農外事業者の農業への参画等を促進することにより、これまで農業・農村に関わりを持っていなかった他分野の事業者が、農業・農村分野で新規事業を展開する素地を創り、所得と雇用機会の確保を図る。

３ 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）

（１）農村型地域運営組織（農村RM0）の形成推進

- ・農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村RM0の形成を、女性や若手などの多種多様な人材も巻き込みながら推進する。特に、中山間地域等の小規模集落向けに、農村RM0の立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進する。

（２）生活インフラ等の確保

- ・交通空白地等における自家用有償旅客運送等の移動手段の確保、持続可能な交通ネットワークの再構築を推進する。
- ・農村に人が住み続けられる条件を整備するため、農業集落排水施設、農道等の再編・強靱化、高度化や地域資源利活用施設の整備等を推進する。

４ 地域の共同活動の促進

- ・多面的機能支払制度について、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若手の確保を図りつつ促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制を構築する。

- ・中山間地域等直接支払制度について、共同活動が継続できる仕組みを構築するため、集落協定のネットワーク化や多様な組織等が活動への参画が可能な体制づくりを推進する。
- ・多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両制度に取り組む地域における事務局の一元化や事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。

5 中山間地域等の振興

(1) 中山間地域等の特色を活かした農業

(農業生産条件の不利の補正)

- ・傾斜地が多く、まとまった農地が少ない等、不利な農業生産条件を補正する中山間地域等直接支払制度については、農業生産活動等が継続できる仕組みを構築するため、集落協定のネットワーク化や多様な組織等が活動への参画が可能な体制づくりを推進する。

(地域特性を活かした農業生産、付加価値向上に向けた取組等)

- ・冷涼な気候等、中山間地域等の自然条件を活かして収益力の向上につなげるため、その地域特性を活かした高収益作物の導入や有機農業の推進等を支援する。また、地形的制約に応じて、米、野菜、果樹、飼料等の複数の作物生産のほか、畜産や林業、他業種も含めた多様な組合せによる複合経営の取組を支援する。
- ・中山間地域等において、生産現場におけるスマート農業技術の活用を促進するため、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、立上げの促進や収益性を確保しうる事業手法の導入等を通じたサービス事業者の育成・確保を図る。また、スマート農業技術に対応した基盤整備を推進しつつ、自動給水栓やリモコン草刈機の導入を進める。
- ・地域の特色を生かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等により付加価値の向上を図るとともに、流通・販売事業者とのマッチング等、販路開拓の取組を支援する。
- ・中山間地域等において、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るために必要な農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を推進する。
- ・中山間地域等の競争力強化のため、集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備・再編等を支援する。
- ・中山間地農業の振興を図るため、地域の特色を活かした収益力向上等の活動に対して各種支援事業の優先採択など優遇措置を講ずる。

(地域の土地利用構想の作成・実現)

- ・地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく、省力化作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を含めた農地の保全に必要な基盤整備・施設整備、鳥獣被害防止対策等への支援や計画的な林地化などにより、荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進する。

（２）集落機能の維持

- ・農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村 RM0 の形成を、女性や若手などの多種多様な人材も巻き込みながら推進する。特に中山間地域等の小規模集落向けに、農村 RM0 の立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進する。

6 鳥獣被害対策

（１）鳥獣被害対策

- ・ICT 等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等により、見回り作業の省力化や、捕獲を強化すべき地点の特定など、効果的かつ効率的な捕獲対策を推進する。また、これらの対策の企画を担う高度な人材の育成を図る。
- ・都道府県・市町村が連携し、生息状況の把握とそれを踏まえた広域的な捕獲活動を推進する。また、侵入防止柵の集落単位での設置を進め、地域全体で適切に維持管理する。
- ・特に被害が増加している市町村に対しては、国・都道府県が連携し、課題解決に向けて伴走支援を行う。

（２）ジビエ利用の拡大

- ・衛生管理の知識等を有するジビエハンターの育成、処理加工施設等の整備、ペットフード利用も含む衛生管理の高度化、観光と組み合わせる等の新たな需要喚起といった、捕獲から消費の各段階での対策を重点的に講ずる。

VI 国民理解の醸成

国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する「行動変容」につなげるよう、消費者施策を推進していくことが重要である。そのために、様々な施策間の連携を図りながら、食料・農業・農村に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につながる効果的な施策を展開する必要がある。

1 食育の推進

(学校等での食育の強化)

- ・関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等の食に関する指導や農林漁業教育の推進などを通じ、食や農林漁業について学ぶ機会を充実させる。

(大人の食育の推進)

- ・若者、中高年、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

(食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大)

- ・食卓と農の距離を縮めることにつながる農林漁業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。
- ・生産者と消費者との結びつきの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信しつつ、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る取組を支援する。

(行動変容に向けた気運の醸成等)

- ・国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。

2 食文化の保護・継承

(和食に接する機会の確保)

- ・食料の「簡単・手軽」ニーズが全世代に共通することを考慮し、若者やシニア世代などにもターゲットを拡げ、和食を食べる機会を増やす活動の展開を図る。
- ・観光、文化振興などを担当する関係府省庁や各地域と連携し、食文化の国民理解の醸成を図る。

(和食文化の保護・継承)

- ・和食文化を伝える中核的な人材である「和食文化継承リーダー」の育成を図るとともに、様々な場面でその積極的な活用を図る。また、各地域と連携して進めて

いる伝統的な食のデータベースの充実を図る。

(海外需要の取り込み)

- ・2025年大阪・関西万博や2027年国際園芸博覧会（「GREEN×EXPO 2027」）をはじめとするイベントにおける食文化の国内及び世界への発信を契機として、我が国の地域の食文化の魅力を認知してもらい、これを地域振興やインバウンド・輸出の拡大につなげる好循環を図る。
- ・その際、SAVOR JAPAN 認定地域の取組について、地域間連携を推進するほか、輸出促進施策に加え、農泊などの農村振興施策との連携を深める。

3 農山漁村の魅力発信

- ・棚田や農業遺産等の認知度向上や保全、これらの地域の振興を図るため、地域住民はもとより、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進し、さらにそれを契機として、地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進する。
- ・関係人口の創出・拡大に寄与する滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する。
- ・関係省庁が密に連携し、子ども農山漁村体験に関する優良事例の分野横断での共有を図るほか、宿泊体験活動の講師等の活用による教職員の負担軽減や、近隣市町村の連携促進、民間企業等の参画促進による受入体制の強化など、送り側及び受入側双方を支援する。
- ・農山漁村において地域の振興や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多面的機能の理解の醸成のためのWEBサイトやSNS等による情報発信の取組を行う。

4 消費者の行動変容

- ・消費者の行動変容を促進するため、全世代をターゲットとし、生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込みながら、食と農を取り巻く新たな情勢や、改正食料・農業・農村基本法や食料供給困難事態対策法等の理解醸成を図る。また、優良な取組を行う企業等を表彰等するとともに、消費者や食料システムを支える食品事業者の食と農に関する理解促進に向けた取組を行う。
- ・有機栽培、環境配慮等の情報を踏まえて農産物・食品を選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組をラベル表示する「見える化」の取組を推進する。
- ・消費者の行動変容の促進に当たっては、消費者だけでなく、生産者、食品事業者など食料システムの全ての関係者・関係団体や行政においても、食料の持続的な供給を図り、健全な食生活を支えるよう、従来の取組からの転換も含めた主体的な取組を進める。

VII 自然災害への対応

1 東日本大震災からの復旧・復興

(1) 地震・津波被災地域

(農地等の復旧)

- ・地震・津波被災地域においては、農地等の復旧はおおむね完了しているものの、原子力災害被災と重複する一部地域において、農地等の復旧に関する関係地権者との合意形成に向けて引き続き調整を進める。

(2) 原子力災害被災地域

(原子力被災 12 市町村における営農再開)

- ・将来像を見据えた地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進める。
- ・スマート農業を推進し、麦、大豆の導入や加工・原料用野菜の生産拡大を図ることで、省力的かつ儲かる農業生産体系の構築に取り組む。
- ・F-REI（福島国際研究教育機構）においては、スマート農業技術を活用した更なる超省力生産システムの確立等に向けて、被災地域と連携した実証研究等を進める。
- ・帰還者等がどのように営農再開していきたいかなど、地域のニーズを丁寧に汲み取り、需要拡大が見込まれる品目について、地元農業者による生産拡大や地域外からの生産法人の誘致等により作付面積を拡大し、高付加価値産地展開支援事業等で整備された加工施設への原料としての供給量を増やし、市町村を越えた広域的な産地形成の確立を図る。

(食品の安全確保)

- ・出荷前のモニタリング検査の対象品目及び対象地方公共団体について、検査結果の集積等を踏まえ、継続的に必要な見直しを行う。
- ・出荷制限については、よりきめ細かな地域単位でデータに基づき解除が進むよう支援を行う。また、摂取制限については、関係省庁と連携し、帰還困難区域への住民の帰還状況を踏まえつつ、運用の見直しを行う。

(風評払拭・リスクコミュニケーション)

- ・福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、取扱いが伸びない要因について、品目ごとに分析し、風評の払拭に向けたリスクコミュニケーションと併せて課題や実態に即した取組を効果的に推進する。

(輸入規制)

- ・二国間での会議の場や、国際的な議論の場等、引き続きあらゆる機会を捉えて、政府一丸となって早期撤廃を働きかけていく。

2 令和 6 年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

(復旧・復興に向けた取組)

- ・令和 6 年 1 月の地震と 9 月の豪雨からの復旧・復興を一体的に推進するため、営

農再開まで一定の期間を要する農地等があることも踏まえ、石川県や関係市町、地元 JA と連携して、農地等の復旧や生業再建などの総合的な支援策を切れ目なく実施する。

3 自然災害への備え

(1) 能登半島地震を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化

(被害状況把握と応急復旧)

- ・全国的に自然災害が頻発化している状況下で、MAFF-SAT 派遣のニーズが高まっていることから、農地・農業用施設の被害や山地災害等に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化を図るため、平時から MAFF-SAT 派遣候補者のリスト化、研修・訓練や資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SAT による被災地支援が迅速に行えるよう、日頃から地方自治体や関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き平時に市町村を訪問し、MAFF-SAT 派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。
- ・被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。
- ・派遣職員の移動手段（車両）、情報通信機器、宿泊場所等、活動環境の改善を図る。
- ・地方支分部局と土地改良等関係団体の間で締結した災害協定に基づき被害状況把握等を支援する。

(食料支援の充実と食品流通の回復)

- ・キッチンカーを活用した温かい食事を提供するなど、被災地のニーズにきめ細やかに応えられるよう、外食・食品関係団体、企業等との連絡体制の整備・充実を推進する。
- ・不足するビタミン、食物繊維を摂取可能で、炭水化物のみに偏らない災害食（レトルト、缶詰等）など、取扱いが容易な食料の調達について、災害食に関する ISO 規格の制定に向けた取組など国際的な議論の動向も踏まえた上で検討する。
- ・物資の到着状況等を把握するため、内閣府防災の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- ・被災した卸売市場の復旧とあわせて、関係省庁と連携しつつ、食品流通の回復に向けて取組を支援する。

(2) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等

(農業保険の普及促進)

- ・最近の災害による農業経営への影響や農業保険の効果を発信し、災害の備えとして、農業保険の普及促進を図る。

(事業継続計画（農業版 BCP）の普及)

- ・地方公共団体や農業関係団体等と連携した普及の継続により災害への備えの意識を高めるとともに、事業継続計画（農業版 BCP）の策定による具体的な効果

を示していく。

(農業高校、農業大学校等における学習の推進)

- ・BCP 策定等のリスク管理を学ぶことができるオンライン教材の活用を促進する。特に、農業大学校については、就農に向けて、災害に備える農業経営についての学習を一層推進する。

(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

- ・「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業生産基盤の防災・減災機能の維持・強化等、農業・農村の強靱化を推進する。

(農業水利施設等における被害の事前対策と事後対応)

- ・迅速な着工が可能となる急施の事業の対象を拡充する。これを活用し、地震・豪雨対策に限らず老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等や代替施設の新設に取り組むとともに、災害復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧、突発事故被害における復旧と併せて行う類似の被害防止対策にも取り組む。これらにより、農業水利施設等における被害が広がらないよう、事前と事後対応をより効率的・効果的に実施する。
- ・大規模地震への備えとして、引き続き、農業水利施設等の耐震化を推進する。

(農業用ため池の防災・減災対策)

- ・ため池工事特措法に基づき防災工事等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知、ため池管理者等への技術的な支援や遠隔監視機器の導入等による管理・監視体制の強化等のソフト対策も併せて推進する。また、ため池工事特措法の施行後5年目を目途とした点検・検証を行い、農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方を取りまとめる。

(農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組)

- ・農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能、水路、排水機場等の果たす地域全体の排水の役割を効果的・効率的に発揮・活用するため、水田の「田んぼダム」としての活用、農業用ダムの事前放流、農業用ため池、排水施設等の活用を推進する。

(園芸産地、卸売市場の防災・減災対策)

- ・園芸産地における複数農業者によるBCPの策定の促進、非常用電源の設置等の非常時の体制整備を図る。
- ・卸売市場における耐震化・老朽化対策に取り組む。

(4) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及

- ・異常気象による生育不良、品質低下・病虫害等による被害を軽減できる高温耐性、病虫害抵抗性等の特性を有する新品種や栽培技術の開発を推進する。

- ・農産物の生育への影響や被害の回避・軽減に向けて、気象庁が発表する気象情報や、高温障害に対する有効な対策の発信に引き続き取り組むことに加えて、産地の選択肢を増やすため、高付加価値な亜熱帯・熱帯の品目への転換や、従来の栽培適地より高緯度等で産地形成した事例の収集・発信をする。

（５）災害発生時における食料供給確保のための備えの強化

（食品事業者の BCP の普及、卸売市場の役割・機能の強化）

- ・農林水産省 HP を通じての情報提供等の取組を引き続き行っていくとともに、食品事業者向けの各種説明会やセミナー等において、BCP 策定の重要性を再周知する等の取組を行う。さらに、食品事業者の BCP 策定を一層促進するための取組を検討する。
- ・卸売市場の耐震性、耐水性、耐風性等の防災・減災対策を進める中で、地域防災計画や災害時連携協定により連携体制を構築し、生鮮食料品の調達・供給や支援物資の輸送・供給拠点としての役割と機能を強化して、災害時の物流拠点としての対応能力をさらに高めることを検討する。

（食品の家庭備蓄）

- ・食品を古いものから消費し、消費した分を買い足すことで一定量の食品を家庭で備蓄するローリングストックの手法など様々な情報を集約したポータルサイトなどを通じて、家庭での備蓄の重要性に関する情報発信を行う。

（過度の買いだめ・買占め抑制）

- ・消費者が特定の情報に依拠して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼びかけを積極的に行う。

4 自然災害からの復旧・復興

全国的に自然災害が頻発化している状況下で、発災直後から MAFF-SAT を派遣し、農地・農業用施設等の被害状況の把握、応急対策や政府からの要請に応じた食料支援など、迅速な初動対応を行うとともに、復旧・復興に当たっては、以下の取組を行う。

（１）支援策の周知、活用

- ・被害の規模や広がり、影響度合いを見ながら、地方公共団体と連携して、早期の営農再開に向けて、必要な支援策を講じる。
- ・支援策の活用が促進されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携して、農業者等への周知活動を行うとともに、支援策の申請手続き等に関する伴走支援を行う。
- ・支援策の内容や申請手続きなどに関する幅広い知識を有する人材の育成・確保を図る。

（２）災害復旧事業の効率的実施

- ・ 査定前着工制度の活用を促進し、農地・農業用施設の早期復旧を進める。激甚災害（本激）に指定された場合には、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成 29 年 2 月策定）等に基づき、机上査定上限額の引上げ、採択保留額の引上げ、査定設計書に添付する図面等の簡素化等による、災害査定の効率化を図る。

（３）再度災害の防止

- ・ 被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、原形復旧だけではなく、再度災害の防止に向けた改良復旧等を推進する。
- ・ 迅速な着工が可能となる急施の事業の対象を拡充することを踏まえ、復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧に迅速に取り組み、農業用施設等における被害が広がらないよう、事後的な対応をより効率的・効果的に実施する。

（４）新技術の活用

- ・ 災害復旧に当たっては、政府の令和 6 年能登半島地震に係る検証チームでとりまとめた、ドローンや管口カメラ等、災害対応上有効と認められる新技術の活用を図る。

Ⅷ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

（１）食料システムのあらゆる場面での DX の推進

- ・食料システム全体の生産性の向上に向け、農業生産現場におけるスマート農業技術の活用や食品産業における生産・流通の効率化に加え、生産から消費までの情報伝達や農林水産行政におけるデジタル技術の活用など、食料システムのあらゆる場面での DX を推進する。
- ・農業者のデータ活用による生産性向上等を実現するため、農業関連スタートアップ企業の創出や、それらによる農業に関するサービスの拡大・強化を図るとともに、農業データ連携基盤（WAGRI）の一層の活用を推進する。
- ・農業の生産性向上、GX の推進、農業行政の効率化等に資する衛星データ活用技術の開発・普及及び衛星データの政府調達を推進する。
- ・スマート農業技術の実装により DX をリードする、デジタル技術やデータ活用に対する高いリテラシーを持つデジタル人材を育成する。
- ・スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や研究者等の参画の下、各種情報の共有が可能なプラットフォームを構築する。

（２）デジタル化による行政手続きの効率化

- ・農業現場と農業政策の両面において DX を推進するため、eMAFF を始めとする各システムが両者の結節点となるよう、利用者・システム部局・政策部局が連携して、BPR（業務見直し）やサイバーセキュリティ対策を行いつつ、総合的にデザインする。
- ・利用を促進する観点から、現場の実状やニーズを着実に捉えた上で、手続の簡素化、操作性の向上などにより申請・審査のハードルを下げるとともに、利用拡大に向けた働きかけを地方公共団体などに広く行う。
- ・行政の業務効率化とデータ駆動型の農業政策を展開する観点から、他制度での参照やEBPM（根拠に基づく政策立案）に活用するため、各システムで取得する申請データを統合的に蓄積・管理する。
- ・eMAFF の具体的な見直しの方向性として、手続手法は、1つの申請システムに限定するのではなく、政府共通システムや今後更改する次期オンライン申請システム等、申請の性質により振り分け、これらの見直し・改善を通じて、運用コストを大幅に低減させ、費用対効果を高める。
- ・現状のままではオンライン申請になじみにくいものについては、BPR（業務見直し）を行った上でシステムによる業務効率化を目指すとともに、紙・メール等の申請を AI-OCR（AI を活用した光学式文字認識）等でデータ化する。

（３）行政データ等の利活用の高度化

- ・目標地図で示された農地利用意向情報の活用・デジタル化の促進や、現地確認業務の効率化等に向けて、民間サービスとの連携も含め、eMAFF 地図の利活用の向上を図る。

- ・データの利活用の推進に当たっては、行政におけるデジタル人材を育成しつつ、多様な関係者がデータを分析し利用できるよう、行政データのオープンデータ化に取り組むとともに、データを高度に活用する優良事例を創出し、横展開を図る。

2 団体間の相互連携等

(1) 団体間の相互連携

食料・農業・農村に関する課題を解決するためには、それぞれの関係者・団体が、生産から消費までの活動全体を食料システムとして捉えた上で取り組む必要がある。これまで我が国の農業・食品産業は、同業者による水平的な組織が主流であったが、以下のような課題に対応するには、食料システムの観点から、団体間の相互連携による業種を超えた垂直的な取組が不可欠である。

また、食品アクセスの確保、食育の推進、農福連携、農村 RMO の形成、官民共創の仕組みづくり、地域計画の実現など、食料・農業・農村の課題解決などに向けては、農業者や食品事業者、関係団体と NPO 等各種団体といったステークホルダーとの協働や、それら団体間の相互連携を行政が仲介しながら図ることが重要である。

①合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業・食品産業

- ・コストを考慮した価格形成の実現に向け、食料システムの関係者間の連携・協力により、コスト指標の作成や消費者理解の醸成を図る。
- ・持続的な農業については、地域の農業インフラの保全に向け、多様な関係者・団体による議論を推進する。

②需要に応じた生産

- ・輸入依存度の高い麦・大豆等、実需の求める用途等に応じて、安定的な品質・数量で供給できる生産・加工・流通の体制づくりを図る。

③輸出促進

- ・生産から販売に至る関係者が連携して輸出の促進を図る「認定品目団体」を中心としたオールジャパンでのプロモーションや、海外のニーズ・規制に対応した農産物等を産地から継続的に輸出するサプライチェーンの構築に向けた連携を図る。

(2) 団体の再編整備

①農業協同組合系統組織

- ・農業所得の向上及び農協の収支構造の改善のためにも、組合員との対話を徹底し、経済事業等に対するニーズや地域の実情を把握した上で、持続的な自己改革の取組の深化、農協自らによる合理的な価格形成等の実現に向けた取組、農協がスマート農業の推進や農業支援サービスの実施に取り組むことによる農業者の下支えを促進する。

- ・組合員が必要とする事業を持続的・安定的に提供できる体制を維持するため、効率的な業務運営等の取組を促進する。

②農業委員会系統組織

- ・限られた組織リソースの下で地域計画による農地利用の最適化を進めていくため、事務手続の負担軽減、農地中間管理機構等の関係機関との連携強化等による効率的な執行体制の構築を推進する。
- ・農地の所有者・相続人の探索・意向把握や地域外から参入する経営体と農地のマッチング等について、農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議、全国農業会議所）との連携の下で、農業委員会が所在する市町村・都道府県の域を超えた広域連携を進める等、課題に即した対応が円滑に行われるよう推進する。

③農業共済団体

- ・デジタル技術等を活用した保険業務の省力化等、効率的な事業運営を推進する。また、全国における1県1組合化を実現する。
- ・農業者の大幅な減少、各制度の運営を担う関係団体等のマンパワーの弱体化のほか、損害評価員（農業者から任命）の高齢化・減少が見込まれる中、収穫共済（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済）については、中長期的には、将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討する。

④土地改良区

- ・市町村や多面活動組織を始めとする多様な関係者との議論や取組の進め方を土地改良法に規定するなど、制度を構築することにより、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築、土地改良区の再編整備（合併等）をはじめとする運営基盤の強化を推進する。

3 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進

- ・国はもとより、地方公共団体、農業者をはじめとする関係者、団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的に推進する。
- ・これまでの関係府省庁との連携施策を更に深化させるとともに、地方創生2.0の方向性を踏まえ、政府一体となって取り組む。

4 地域の実態に即した施策の展開

- ・我が国では、地理的条件や豊かな気候風土を活かし、主要穀物などの主産地である北海道から畜産、園芸野菜の盛んな西南暖地での農業、都市近郊や中山間地域で営まれる農業など、多様な農業が地域の特性を活かして営まれていることも踏まえて施策の展開を図る。
- ・人口減少に伴う農業者の減少が見込まれる中、担い手への農地集積・集約を進めつつ、多様な農業者の参画も支援し、全体としての農業構造を維持するため、現

場の課題やニーズ等を積極的に把握しながら、地域の実態に即した施策の展開を図る。

5 効果的かつ持続的な施策の推進体制

- ・我が国の農政は大転換期にあり、今後の初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、既存政策の見直しや新たな施策の導入を積極的に進めるとともに、その趣旨、内容について、食料システムを構成する関係者の理解を促進する。
- ・地方公共団体等の職員数の減少が懸念される中においても、現場が抱える課題や行政ニーズの変化等に迅速かつ効果的に対応するため、地方公共団体と地方農政局・関係団体等との連携を更に強化するとともに、DX等の活用による事務負担の軽減を図る。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

- ・施策の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標の達成状況、施策の有効性を示すKPIの検証等、PDCAサイクルによる施策の不断の見直しを行う。
- ・目的に応じた施策の選択と集中的実施を行う。